

平成29年（2017年）3月紀北町議会定例会会議録

第 3 号

招集年月日 平成29年3月2日（木）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 平成29年3月14日（火）

応 招 議 員

1 番	大西瑞香	2 番	原 隆伸
3 番	奥村 仁	4 番	樋口泰生
5 番	太田哲生	6 番	瀧本 攻
7 番	近澤チヅル	9 番	家崎仁行
10番	玉津 充	11番	奥村武生
13番	東 清剛	14番	平野隆久
15番	中津畑正量		

（うち遅刻議員）

11番 奥村武生

不 応 招 議 員

8 番 入江康仁

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	竹内 康雄
会計管理者	玉津 武幸	総 務 課 長	濱田多実博
財 政 課 長	上野 和彦	危機管理課長	水谷 法夫
企 画 課 長	中場 幹	税 務 課 長	中村 吉伸
住 民 課 長	上ノ坊健二	福祉保健課長	堀 秀俊
環境管理課長	玉本 真也	農林水産課長	武岡 芳樹
商工観光課長	石倉 充能	建 設 課 長	植地 俊文
水 道 課 長	久保 建作	海山総合支所長	玉津 裕一
教 育 課 長	村島 赳郎	学校教育課長	宮本 忠宜
生涯学習課長	宮原 俊也		

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	奥村 能行
書 記	奥川 賀夫	書 記	上野 隆志

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

13番 東 清剛	14番 平野隆久
----------	----------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

---

### 玉津充議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は12名であり、定足数に達しております。

なお、8番 入江康仁君から所用のため欠席届が提出されておりますので、ご報告申し上げます。

また、11番 奥村武生君から所用のため遅刻との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

---

### 玉津充議長

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

なお、朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

まずは、ご報告を申し上げます。

本定例会において、6人の議員から一般質問の通告書が提出されました。一般質問について、日程は3日間を予定していましたが、本日は4人、15日の本会議で2人ということで、2日間で運営させていただきたいと思っております。

なお、会議の終了時間であり、午後5時までに予定する通告者の質問が終了するような場合においても、この時点で会議を閉じることといたしますので、ご了承ください。

それでは、日程にしたがい議事に入ります。

---

## 日程第1

### 玉津充議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

13番 東 清剛君

14番 平野 隆久君

のご両名を指名します。

---

## 日程第2

### 玉津充議長

次に、日程第2 一般質問を行います。

本件につきましては、会議規則第61条第2項の規定により、通告書は去る3月3日に締め切り、既に執行機関に通知済みであります。

本日の質問者は4人とします。

運営については、議員の発言の持ち時間は30分以内とし、持ち時間の残りを残時間表示用のディスプレイ画面で、質問者に対し周知することにします。

質問の方法については、会議規則第50条但し書きにより、議員の質問はすべて質問席から行うことを許可します。最初に通告したすべての事項について質問することも可能でありますし、通告した事項について、1項目ずつ質問することも可能であります。

なお、事前に質問の相手を通告してありますが、一般質問の調整も行われていることとしますので、基本的には町長から答弁していただき、数的事項や事務の執行状況など、担当課長等の答弁は最小限にとどめていただき、議事の運営にご協力くださるようお願いいたします。

それでは、2番 原隆伸君の発言を許します。

原隆伸君。

### 2番 原隆伸議員

皆さんおはようございます。通告書に従い、議長の許可を得ましたので、平成29年3月定例会の一般質問を、トップを切って行わせていただきます。

質問は紀北町の現状と今後についてでございます。

安全・安心や、住民目線がスローガンであるはずの当町において、昨年末に上里地区において、汚染土壌処理施設計画の説明会が開催され、年末の多忙な時期に、紀北町船津川の水源を守る会の会長及び役員や、区長及び役員に大変な苦勞をかけてしまった状態があ

ります。

水道水源保護審議会の答申で、2月6日、事業者への工事中止を通知した。住民にとっての思いを当面は実現できたのであった。しかしながら、2月16日の住民代表との会見において、町長は住民に苦勞をかけた、ねぎらいの言葉を掛け、決断しやすくなったと述べている。

ここで上記のねぎらいの言葉を掛け決断しやすくなったと述べたことについて、訂正させていただきます。感謝と決意を述べたと訂正します。

町長は、安全・安心や住民目線と言っているにも関わらず、自分で処理できなかった責任を理解していないと言わざるを得ない。あの場において、町長の語るべき言葉は、私の努力不足で、皆さんに迷惑をかけたとの謝罪の言葉が、適切な言葉であったろうと思われる。

町長のスローガンはきれいごとであり、政策に対する認識は、物事の本質を調査せず、不安感があり、また、自主財源の拡充策も限界を感じる。

よって、紀北町の現況と今後の取り組みについて、予算に対する考え方も含めて、質問いたします。

水道水源保護条例の変更と今後について。

今回、水道水源保護条例を変更し、対象事業者として、3項に汚染土壌処理業を追加した。4項には、水質を汚濁させ又は水源の枯渇をもたらす事業であって規則で定めるものとあります。

現該当業者は、汚染水を一切流さず操業できるのか。土壌及び水源を汚染させることはないのかということが、問題なのかと思います。プラントができなければ何の不安もないが、できれば不安を消すことができない。住民代表との会談において、謝罪の言葉が適当ではないかと思うんですけれども、町長はどのようにお考えでしょうか。所信をお伺いしたい。

それで、水道水源保護条例の変更と今後についても、所信をお伺いしたい、そのように思います。よろしく申し上げます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

## 玉津充議長

瀧本委員。

## 6番 瀧本攻議員

どこですの。住民に苦勞をかけてねぎらいの言葉を掛け、決断しやすくなったと、その辺のところを感謝と、そのへんをちょっと明確にお願いいたします。

#### **玉津充議長**

原隆伸君、もう一度その訂正した部分を述べてください。

#### **2番 原隆伸議員**

町長は、住民に苦勞をかけた、ねぎらいの言葉を掛け決断しやすくなったと述べているというところを、感謝と決意を述べたと訂正いたします。以上です。

#### **玉津充議長**

ちょっと待って、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

#### **玉津充議長**

それでは、尾上町長、答弁をお願いします。

#### **尾上壽一町長**

皆さんおはようございます。

原議員の一般質問に、ご答弁をさせていただきます。

まず私もですね、この一般質問の内容を見せていただいて、えっ、おかしいなと感じた部分が、今、まさにですね、原議員が訂正をしていただいたところではございますが、私のほうから、再度、私の見解も述べさせていただきながら、お答えをさせていただきたいなと思います。

まず、決断しやすくなったという発言ですね。今、原議員もおっしゃったですけども、こういった発言はしておりません。

それから、ねぎらいの言葉ということは、住民に感謝をしているというようなお言葉を述べさせていただきましたですけども、住民活動に感謝しているということです。これはですね、住民、議会、行政、それぞれの役割というものがあるかと思います。そういう中で、署名をですね、取っていただいたり、請願提出をですね、町議会、それから県議会に出していただいた。これは住民にしかできないことでございますので、こういったことにつきまして、感謝を述べたというようなことでございます。

それとですね、私の努力不足でという部分の言葉なんですが、これはですね、その場にあった署名を、受け渡しをしていただいたので、その場にあった発言をしております、住民活動に感謝していると。その場、その場にあった言葉を述べさせていただいております。

すので、ご理解をいただければと思います。

それからですね、水道水源保護条例の変更等につきましては、汚染土壌処理業につきましては、対象事業認定の可否を、平成29年1月11日に、水道水源保護審議会に諮問いたしまして、2月2日に、審議会でご審議をいただきました。その結果、2月6日に、審議会から対象事業に認定することが適当と判断するとの答申を受けまして、対象事業として認定させていただきまして、今、工事が止まっているような状態でございます。

そのことからですね、この3月定例議会におきまして、水道水源保護条例の対象事業といたしまして、汚染土壌処理業を加えるという条例を、上程させていただいているところでございます。

以上です。

## **玉津充議長**

原隆伸君。

### **2番 原隆伸議員**

先ほど町長に、謝罪の言葉を住民の皆さんにいただきたいというような意味のことを言いましたんですが、何故そういうことを、私が考えるかといいますとですね、私はこの問題が起きた時に、住民の皆さんに迷惑をかけずに、何とか解決したいということで、いろいろと動いてきました。

残念ながら力不足で、住民の皆さんに迷惑をかけてしまった。だから、私は皆さんに、私の力不足で申し訳ありませんと言っています。町長は、もっと私よりも、そういう意味で重く捉えていただきたいと、そのような立場から、先ほどの言葉を言いました。

ご回答をよろしく。

## **玉津充議長**

尾上町長。

### **尾上壽一町長**

原さんもおっしゃったようにですね、我々も行政として、できることを一生懸命やってきました。そういう中で、住民の皆様ですね、活動がたくさんございました。そういう意味では、感謝の言葉はですね、その折々において述べているところでございます。

ですから、先ほども申し上げたように、住民、議会、行政、それぞれの立場がございませう。そういった立場の中で、活動していただいております。住民に対するですね、活動に対しましては、感謝の気持ちで、いつも対応させていただいております。

## 玉津充議長

原隆伸君。

## 2番 原隆伸議員

私は権限もないもんですから、権限のある人がですね、本当に、もっともっと力を入れてやっていただきたい。私の力の及ばないところを、一つよろしくお願ひしたいということで、この問題をおきます。

地域おこし協力隊及びふるさと納税の実績と今後の取り組みについて。

地域おこし協力隊について、現在の取り組み及び今後どういう取り組みをする予定か、お教え願えれば助かります。よろしくお願ひします。

## 玉津充議長

尾上町長。

## 尾上壽一町長

それではですね、地域おこし協力隊について、ご質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

現在、紀北町におきましては、2名の地域おこし協力隊員に、それぞれ移住定住促進、ふるさと納税支援業務を担当していただいております。隊員の経験や能力を生かしまして、行政ではできなかった柔軟な地域おこし施策等を実践していただいているところでございます。

企画課に所属しております、移住定住促進担当隊員につきましては、昨年10月に着任後、東京、大阪で開催されました移住相談会に出かけまして、自らの体験を生かした移住情報の提供の他、移住者向け町PR雑誌の作成、町内の空き家バンク登録物件等の調査、移住者支援制度の提案、移住希望者の窓口対応等を中心に、業務を進めていただいております。

また、財政課に所属しております、ふるさと納税支援担当隊員につきましては、昨年12月に着任後、紀北町ふるさと納税制度についての現状の把握、分析に取り組むとともに、登録事業者の把握や調査を通じ、返礼品の登録商品以外の可能性を探るなど、観光協会と連携した新たな商品の開発の検討を進めているところでございます。

また、フェイスブックなどのSNSを活用した、ふるさと納税特産品等PR活動に着手するなど、精力的に取り組を進めていただいております。

任用してからまだ4、5カ月でございますが、両隊員ともに、特技や能力を生かしまして、これまで町職員が気づかなかつた事も提案していただいております、地域おこし協

力隊制度を活用してよかったと感じているところでございます。

今後でもですね、引き続き隊員の能力を十分に発揮していただきまして、職員とともに町民の皆様の協力を得ながら、それぞれの職務を遂行していただきたいと思っております。

それから、実績も問われたですね、はい。

納税の実績でございますが、平成28年度2月までの11カ月の集計で、寄附件数が4,553件、寄附金額は1億1,165万565円、このうち返礼品対象が、寄附件数4,549件、寄附金額1億957万565円でございます。

昨年度と比較いたしまして、寄附件数は416件の減でございますが、寄附金額につきましては、2,701万1,564円の増、返礼品対象では、寄附件数は411件の減でございますが、寄附金額では3,711万6,564円の増となっております。

今後の進め方についてであります。返礼品につきましては、登録商品が平成27年10月に31品目、19業者でスタートいたしましたが、平成29年1月末現在では、164品目、43業者となっております。登録業者の方々、観光協会と連携をいたしまして、返礼品の魅力向上に努めているところでございます。

現在、平成29年度の新たな登録商品を、昨年12月に募集をいたしまして、28品目の申請がございまして、返礼品として、相当かどうか選定中でございます。

今後多くの方に紀北町を応援していただきまして、地域の活性化につながるよう、ふるさと納税制度の適正な運用に努めていきたい、そのように思っております。

## 玉津充議長

原隆伸君。

## 2番 原隆伸議員

ふるさとの寄附金が伸びているということは、いいことではございますけれども、今後より伸ばしていくのに、1つどうしてもやっていただきたいということがございますので、それについて、ちょっと質問させていただきます。

紀北町ふるさと寄附推進事業実施要綱の第8条ですね、ふるさと納税の支払いについて、ふるさとお届け隊への支払いについて、定めているんですけども、隊員が忙しくなればなるほどですね、お金のほうも忙しくなる可能性がございますので、できるだけ業者が喜んで、必死になってやればやるほど、いろんな研究開発とか、いろんなところにお金をつぎ込める、余力のある、そういう体制をつくっていただきたい。

今の第8条の定めでございますと、月末に閉めて、翌なんとか、1カ月半以上かかりま

すんで、忙しくなった場合にはですね、どうしてもお金の段取りも苦しむ場合が出てくると思います。だから、そういうことのないようにですね、やればやるほど、それこそ笑顔あふれる感じにですね、なるように1つお願いしたい。

それと、来期の目標について、約8,000万円ということで、予定していますけども、これは歳入予定を立てるために、そういうふうにしたもんだと、思っているんですけども、一昨年が8,463万円、昨年ですか、今年は1億1,650万円であった、にも関わらず、来期の予定が8,000万円ということはですね、自主財源の拡充策という観点から、どうしても心もとない。もっともっと2倍、3倍の予定を立ててですね、自主財源を拡充していくんだと、そういう心構えが必要やないかと思えます。

また、ふるさと納税の有効な使い方も考慮すべきであります。特に返礼品のない寄附者に対してはですね、そういう人はどういう方であって、どういう要望があるのか、きちっと聞いてですね、だから、返礼品、納税のいただいた、ふるさと納税をいただいたお金、もしくは納税していただいたお金を、有用に使うことによって、1つのPR効果をもってですね、より一層ふるさと納税制度が充実するように、そういうようにしていただきたいと思うんですが、それについて、町長の所見をお伺いします。

#### **玉津充議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

ご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

まず、支払い等につきましてはですね、その支払いの行程をしっかりと業者の方に説明させていただいて、それをご了解の上で、支払いの手続きをさせていただいております。ただですね、議員おっしゃることも十分理解できますので、そういった支払いを、十分早くできるように、観光協会等ともですね、いろいろお話しをしていきたいなと思えます。

それから、目標金額につきましてはですね、予算の立て方の問題でございまして、8,000万円という数字を置かせていただいております。目標はですね、少しでも多くということで、頑張っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、返礼品のない方につきましてはですが、これはですね、御礼の電話、手紙等をするとともに、返礼品制度はございますが、ご利用はよろしいですかというご確認をとらせていただきまして、一定の金額以上の方には、いいよと、いらないですよといった方にもですね、気持ちを贈らせていただいたり、させていただいておりますので、ご了承をい

ただきたいと思います。

## 玉津充議長

原隆伸君。

## 2番 原隆伸議員

寄附していただいた方には、いろんな事情もある可能性があると思うんですよね。例えば関係者がこういうことをやっているとか、こういうところで困っているとか、そういうところに、有効に使うという方法もあろうかと思うんですよね。そこら辺について、有効に使ったら、1つのこれPRだと思うんです。そういう捉え方で、今現在、図書費が主体でございますけども、もっと違ったですね、使い方、使うことによってPRして、ふるさと納税の一層の充実を図ると。そういう企画をしていただきたい、そのように思うんですが、いかがでしょう。

## 玉津充議長

尾上町長。

## 尾上壽一町長

これは考え方の問題だと思います。現実には、こういうふるさと納税で、お金が入っております。そういう中でですね、今おっしゃった、もちろん図書費も使っているんですが、目立つようなということもですね、使いながら、これはふるさと納税で整備されましたよということもですね、PRしてかなきゃいけない。

そういう意味では、今年度、児童公園とかですね、トレッキングコースの案内板、便石山へつくりましたよね。そういうものの道標、それから、権兵衛の里の庭園の庭路を舗装、そういったところへ予算をあげさせていただいております。

これはですね、ふるさと納税のお金の使い方なんですけど、私は原さんともよく似た考えなんですけど、普段一般財源の中で、なかなかしにくい、しづらいという部分の、やりたいけどできないという予算がありますんで、そういった意味ではですね、そういったところへ、こういった今までにない財源が入ったことで、よりする。

例えば児童公園も、私はずっと改修もしたいなと思っていました。なかなか、しかし一般財源ですので、改修もできない。それで、今回はですね、1箇所ではございますが、こういうふるさと納税も使わせていただいておりますし、権兵衛の里も、今、庭路はですね、大変傷んできておまして、高齢者の方が、たいへん多くの方がお越しいただいております。そういったなんか車椅子等が、行くのが大変だなということで、ふるさと納税の感謝

の気持ちを、そこに入れていきたいなということで、そういったことで、いろいろやっておりますんで、これからは原さんがおっしゃるように、外にもPRでき、それから、住民の皆様にもよくわかるような、お金の使い方をしていきたいと、そのように思います。

#### **玉津充議長**

原隆伸君。

#### **2番 原隆伸議員**

ふるさと納税を回転させることによってですね、より一層充実させていく。それで、ふるさと納税で集まったお金ですから、返礼品の、ふるさとお届け隊ですか、そういう人たちがお金に苦しむことのないよう、できるだけ早い支払いでですね、そういうことをやることによって、町長のいうブランド化とかですね、商品開発に結びつく可能性は高いと思うんです。

やっぱり商売人にとって、一番大事なのは、金の工面でございますんで、この金の工面がしなくてもいいということになればですね、いろんなことで、仕事に専念できますし、開発余力もできてきます。そこらをできるように、優遇策っていうんですか、それをより一層発展させられるような体制をですね、一つ、つくっていただきたいと、最後にもう一度お願いします。

#### **玉津充議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

このふるさと納税のですね、返礼品制度、これはいろいろなところで、いろいろな効果が出ております。それはですね、今、原さんもおっしゃったように、まず、商品開発、それから、パッケージの変更、そういったもの、6次産業化、そういった部分でですね、大変大きな効果、その金額のみならず、そういった意欲も随分と業者の方にも出てきたように思います。

先ほど申し上げたような、品目についてもですね、大変多くの皆さんが、自信を持って、自分の商品だということをですね、このふるさと納税制度、返礼品に応募していただいておりますし、また、そこで審査してもらうことによって、そういったものをお客様に送る技術等も随分と上がってきております。

それで、お金の面に関してはですね、今、業者の皆さん、そういった皆さんともお話しながらやっていきたいと思いますが、4,000万円、5,000万円の新たな流通の販路ができた

ということは、大変すばらしいことだと思っております。

#### **玉津充議長**

原隆伸君。

#### **2番 原隆伸議員**

取り組みの姿勢については、また、まとめの中で言わせてもらいますので、次の年山のその後の取り組みについて、お伺いいたします。

未解決の物件は、34件になりましたですけども、今までの経過と、それからこの34件を解決していくのに、どうしていく予定なのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

#### **玉津充議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

続きまして、年山のその後の取り組みについてのご質問でございます。

この件につきましては、12月議会においても、お答えさせていただいております。紀伊長島地区の年山調査は、引き続き行っているところでございまして、現在、関係者の確認の作業を行っているところでございます。

調査を進める中で、契約者が既にお亡くなりになっているケース、町外へ転出されたケース等によりまして、まだ約4割が確認できておりません。

しかし、この問題につきましては、合併以前からの課題として、現在取り組んでいるところでございまして、その調査には相当の期間を要しておりますが、これからも公正・公平性の確保を念頭におき、鋭意努力してまいりますので、議員におかれましても、ご理解賜われますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

#### **玉津充議長**

原隆伸君。

#### **2番 原隆伸議員**

今まで解決できるところについては、ほとんど解決できているんだと思うんですね。もうあれから1年経っていますので、この残っているのは、なかなか解決が難しい問題があるろうかと思うんです。

だから、未解決の物件についてはですね、適宜、適切な対応を、人であれ、方法であれですね、そういうやり方をしないと、現状のままでは、いつまでたっても解決できないと

思います。そこら辺を十分考えてですね、今後の対策を練っていただきたい。

それから、次に、古里温泉の現状及び今後の計画について、お聞きします。

今現在、古里温泉についてはですね、去年の6月、7月、6月ぐらいに浴槽をきれいに  
して、7月、8月と入湯者が増えた、その直後、9月にレジオネラ菌問題で休業し、その  
後、回復の兆しは緩やか、それで、今まで赤字、現状、私が調べたものでは、合併して、  
平成19年以降をならして、去年で赤字ということであったんですけども、新たに資料が出  
てきまして、それを調べると、随分な赤字であると。

特にポンプについてはですね、2年に1回廃棄しているということなんですよ。平成  
12年に水質分析をしますというような、業者からのコメントが文書であるんですけども、  
この水質分析の、水質分析っていうんか、スケール分析ですね、スケール分析の結果表も  
見当たりません。

だから、これが業者が出してないのか、保管してないのか、そこらはわからないですが、  
そこら辺を含めて、古里温泉の現状と今後、どうしていくのかということを含めて、ご質  
問いたします。

#### **玉津充議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

古里温泉でございますが、古里温泉の収支につきましては、3月補正予算を反映後では、  
歳入から歳出の差し引いた単純収支で、514万2,000円のマイナスとなり、経常的な収支と  
いたしましては、329万5,000円のマイナスとなる見込みでございます。

今後、収支の改善を図るためには、利用者増加への取り組みと管理運営コストの縮減が  
必要だと感じているところでございます。

それとですね、ポンプ、2年ごとに破棄というような、表現をしていただいたように思  
いますが、その辺につきましてはですね、破棄ということではございませんので、スケ  
ールの問題と、ポンプの問題につきましては、課長から答弁いたさせます。

#### **玉津充議長**

石倉商工観光課長。

#### **石倉充能商工観光課長**

それでは、原議員さんの質問にお答えさせていただきます。

ポンプの破棄ということにつきましては、2年に一度の大体サイクルでですね、ポンプ

の点検を行っております。引き抜いてですね、源泉から引き抜いて点検を行っております。その後ですね、それが修理して、その後、使えるものなのかどうか。それとももう使えないのかという点検を、専門業者に行っていたところでありまして、その結果、使えないというか、修理するよりは取り替えたほうが安くあがるよという話であった場合に、取り替えしていることをごさしまして、決して2年に一度破棄しているというわけではございません。

あとスケールの件につきましてはですね、すいません。私もその書類を、まだ目にしたことがないものですから、どっかにあるかもわかりませんが、業者さんのほうにもですね、その辺の問い合わせはしたことがないものですから、原議員さんのご質問により、確認したいと考えております。

以上です。

## 玉津充議長

原隆伸君。

## 2番 原隆伸議員

資料によりますとですね、平成22年3月に据え付けて、平成21年度以降の資料しかないんですけども、平成22年3月に据え付けて、23年3月引き上げて廃棄。それから、平成23年3月に据え付けて、25年に引き上げて廃棄。それから、25年4月据え付けて、26年11月引き上げて廃棄。それから、シールについては、平成22年3月据え付けて、29年、これはまだ廃棄はしてないんですね。今回、点検のものですね。

それで、モーターについて、平成22年に引き上げて、25年廃棄ということです。それから、平成26年11月に据え付けたのが、今回、引き上げて廃棄にする。今回、対応しようとするのが、モーターとそれからポンプとシールですね、を今回、替えるようにしていますけども、2年で壊れるものかどうか、壊れるとしたら、もっと違うものに替える必要があるんじゃないか。

それから、このポンプを点検するのにですね、約60万円かけているんですね。つくばへ送って、いろいろと調べた結果、使えませんか。廃棄するのに60万円かけているのですよね。ちょっとなんか訳がわからないんです。

そして、また古里温泉の現場を見ますとですね、去年の6月頃、浴槽もきれいになりました。いろんな人に、私、宣伝しました。そうしたら、この間、先々月ですか、ある人に会いまして、お前、きれいになったいうもんで行ったけども、前と変わらへんやないか、

汚いやないかと怒られました。

だから、清掃とかですね、管理についてですね、責任の所在はどこにあるのか。なんか責任の所在が不明確ですね、なんか取り組みに一貫性が見られない。そのことが入浴者の増につながらないんじゃないか。そこら辺をですね、もう一度、1から確認して考える必要がある。

今のままでいけば、赤字であって、今の今回の予算でいきますとですね、予算では、1,922万円ですか、そんだけかける予定しています、ポンプを替えるということですね。だから、今回この中で見ますと、ポンプは一昨年替えたばかり、シールだけが替えてない。だから、もし替えるとしたらシールだけ、替えればいいんだというように思うんですけども、そこら辺、町長はどういうふうに考えているか、答弁をお願いします。

#### **玉津充議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

諸問題につきましてはですね、いろいろな角度から改善していきたいなと思います。ポンプのことにつきましては、課長のほうから答弁いただきます。

#### **玉津充議長**

石倉商工観光課長。

#### **石倉充能商工観光課長**

ポンプのお話なんですけども、通常ですね、2年間のサイクルで引き抜きを行っておりますが、引き抜いた後に点検して、修理可能で使えるようであれば、それを予備のポンプとして、有事の際にですね、急に止まったという時には使えるように、予備として置いていくという話なんですけども、今現在ですね、予備ポンプというのはございません。

ですので、今回の引き抜きで、今、水中に埋まっているポンプを点検修理可能で、修理したのであれば、点検したものを予備のポンプとして、保管させていただいてという計画でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

#### **玉津充議長**

原隆伸君。

#### **2番 原隆伸議員**

この問題については、まとめの中で、また述べさせていただきます。

次に、広告宣伝と三重大学との連携について、お聞きしたい。これはこの間、三重大学との連携ということでございますけども、今後どのように深めていくのかと、そこら辺を詳しくお聞きできれば幸いです。よろしく申し上げます。

#### **玉津充議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

三重大学との連携についてでございますが、三重大学はですね、これまでいろいろ防災とか、地方創生、まちづくり、それから健康増進、そういったものにいろいろと関わりを持っていただいております。

その中でも特にですね、西村訓弘副学長、川口淳准教授には、防災とか人づくりですね、ご協力、本当に長い間、人づくりにも関わっていただいておりますし、防災についてもですね、川口先生におかれましては、紀北町の防災アドバイザーという形でやっていただいております。

先般ですね、三重大学と紀北町において、連携協力に関する協定を結ばさせていただきました。三重大学の駒田学長からもですね、二度、三度とお越しいただきまして、三重大学の思いをいろいろと聞かせていただきました。我々といたしましても、産学官連携とか、いろいろ申し上げますが、我々としても専門的な知識を持った方と、連携をさせていただくことは大変ありがたいことだと思っております。

以上です。

#### **玉津充議長**

原隆伸君。

#### **2番 原隆伸議員**

三重大学には、農園もありますし、農業関係とかですね、それから、科学技術関係の連携というのは、今後、提携について、どうお考えでしょうか。よろしく申し上げます。

#### **玉津充議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

特に我々といたしましては、農林水の部分ですね、第1次産業については、今後、三重大学と連携をとっていきたいと思っておりますし、東紀州のサテライト、そういった実証実験、実証の場もですね、紀北町でも行っていただきたいというようなことを、三重大学

に伝えております。

**玉津充議長**

原隆伸君。

**2番 原隆伸議員**

いろんな連携を深める中で、研究施設ですとか、そういうのがこの東紀州地域にですね、出先みたいなものでもできるように、そういうことができるようになればですね、PR費用を使わなくても、その動き自体がPRになると思うんですけどもね、そういうような取り組みになり、輪が広がるようにですね、一つ努力していただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

**玉津充議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

議員おっしゃるようにPR効果にもなりますし、これは実証的なものもですね、ただちにそういうふう結びつけるような方向も求めていきたいと。第1次産業にとって、有意義な連携を行っていききたいと、そのように思っています。

**玉津充議長**

原隆伸君。

**2番 原隆伸議員**

じゃあ次に町営住宅における政策空き家に対する取り組みについて、今後どうしていくつもりか、前向きな取り組みがあればですね、お教え願いたい、そのように思います。

**玉津充議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

政策空き家という観点から、お話をさせていただきますと、平成29年2月末の町営住宅の団地は25団地、総戸数290戸でございます。そのうち政策空き家は10団地で、28戸でございますので、政策空き家としてはですね、入居募集を停止いたして、今後、解体の方向でございます。

**玉津充議長**

原隆伸君。

**2番 原隆伸議員**

対象者というのは、たぶん高齢者じゃないかと思うんですよね。政策空き家ではないんですが、古い建物にお住まいの方は高齢者だと思うんです。やっぱり高齢者ですから、なかなか安全対策にプラスアルファ、金銭のこともありますけれども、できるだけですね、高齢者の方の安全を考えて、できるだけ早く対応していただくことを願いますけれども、町長はそれについて、どうお考えでしょうか。

#### **玉津充議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

公営住宅につきましては、もう議員、既にご承知と思いますが、公営住宅法にいろいろと制約がございます。そういう中で我々は、同団地内では移動できるというようなこともございますので、そういった意味では、4階に高齢者なんかがお住まいの時に、1階が同団地内で空けば、1階に移りませんかとかいうお勧めはしております。そういった工夫もしておりますし、今後、老朽化した公営住宅にお住まいの方はですね、やはり議員おっしゃるように、危険な状態、また古い中、住んでいただいております。

そういった方たちをどうするのかというのは、今現在、検討中のごさいますて、公営住宅法に抵触しないような移転、それはなぜかという、既に住宅に困窮しているという文言が入っておりますので、そういった方からすれば、住宅に今現在お住まいでございまして、そういう法に抵触しない方法で、もしも移動することができれば、それも有りかなと、有りというか、そのような方向でやっていかなければいけないなと思っております、その点をですね、検討しておりますが、今、議員がおっしゃったように、まず引っ越しのこととかですね、家賃の変更、そういったものも大変難しい問題もありまして、実はそれは小山団地という団地内で、以前もさせていただきました。

そういう中でも、なかなか団地とか家賃とか、そういった問題もございまして、多くの方もあったんですが、結局2名の方が移動という形になりました。そういったこともございまして、できるだけ我々としても、今後の検討をしていきたいと思っております。

#### **玉津充議長**

原隆伸君。

#### **2番 原隆伸議員**

それじゃあ次に、環境保全に対する考え方について、お伺いします。

広報きほくではですね、水質分析を行っております。その中で大腸菌がですね、非常に

高い場所がございます。広報きほくで載せているんですけども、それについて改善、どういうふうにして改善していくのかいうことはありません。今後この問題について、どのように考えているかお聞きします。

#### **玉津充議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

環境について、水のことを今おっしゃっていただいたように思います。

それで、我々としてはですね、水質調査や大気環境調査を実施しております、いろいろな検査をさせていただいております。そのような中で、起因するものが、大腸菌群なんかが多かったら、起因するものをですね、どうやって改善するか。もちろん堆積土砂の問題とか、水ですね、流れ、そういったものも考えておりますが、ご承知のように、ここらは自由勾配というか、高低差があまりないような水路がたくさんございます。

そういった中に生活排水が流れ込むと、どうしてもそういうものが多くなってまいりますので、そういったものですね、地域の皆さまとお話をしながら、除去できるものは除去する。そういったような形をやっているのが、今の現状でございます。

#### **玉津充議長**

原隆伸君。

#### **2番 原隆伸議員**

住民の皆さんは、町が前向いて進むことを期待してると思うんですよね。この問題について、解決するんだという気持ちで、取り組んでほしい。また、そのように努力すれば、なる可能性を考えますので、町長に前向きに挑戦するんだという回答をいただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

#### **玉津充議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

ご承知のように、当町はですね、公共下水道がございません。そういった意味では、まず1番のことはですね、合併浄化槽への転換ということでございます。それをどんどん進めながら、生活排水についてですね、いろいろと改修していくことが、まず今おっしゃった水路等への影響を防ぐものだと思っておりますので、そういったことを、また中心にですね、進めていきたいなと思っております。

## 玉津充議長

原隆伸君。

### 2番 原隆伸議員

私は可能性について、考えるところがございますので、町長、ぜひ取り組んでいただきたい。取り組む気であれば、全面的に協力いたします。

それじゃあ、まとめといたしまして、町長のいう第2次総合計画の中で、町の将来像を、みんなが元気！紀北町～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～とあるが、この理念を実現していくには、物事の本質を考えることや、新たな発想を加味しないと、スローガンがきれいごとになる可能性がある。従来からの公平の問題、年山ですね、の早期解決や環境保全の観点から、きれいな水の維持策や、臭気の問題も考える必要がある。

自主財源の充実策においては、ふるさと納税の納税者に喜ばれ、返礼者も新商品開発などで努力できる体制づくりが必要となる。また、現状ではPR費の効果に対する受け皿が十分とは思えず、来町者に対する失望感が懸念される。今後はもっと有効なPR方法を検討すべきであると思います。

それは住民が一体となって、諸々の問題に取り組むことによって、必ず糸口が見つけれられると思います。町長は新町長となった時の所信において、行政自身がこれまでの先例や慣例主義の概念から転換し、時代の変化や状況に合わせて、自ら変わることが大切であると考えております。そのため私は変革を基本テーマの1つに掲げておりますとあります。

いまこそ、この気持ちを思い起こし、諸問題に取り組む時だと思えます。無駄遣いの可能性のある予算は、自ら組み直していただくことを望みます。予算の修正動議を呼びかけざるを得ないような状況は望みません。町長の物事の本質への取り組む姿勢を、勇気を持って町民に示してください。

最後に町長の所信をお伺いたします。

## 玉津充議長

尾上町長。

### 尾上壽一町長

今ね、いろいろなご提案をいただいたように思います。私は自ら変わるということがですね、自分自身も信条で、生まれた時から常にいろいろなことを改善しながら、自分自身を変えながら、今こう町長をさせていただいております。そういう姿勢からすればですね、もちろん私の考えは、今おっしゃったように改善でございます。そういった意味で、今で

すね、役場の年度始め式、そういった年頭の挨拶とか、そういったもので気づきと改善を、いつも職員にお話をしております。

そういった意味からではですね、今おっしゃったように、いろいろな無駄を省き、経費を省き、それから集中的な予算の投入、そういったものをしながらですね、より最少の投資で最大の効果をあげるような、このような方法でまちづくりを頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

**玉津充議長**

原隆伸君。

**2番 原隆伸議員**

じゃあ最後に、今回の予算に、私は納得できない部分がございますんで、町長は英断を持ってですね、自らの手で、正すべきところは正していただいて、良い予算にさせていただくことを望んで私の一般質問を終わります。よろしくお願い致します。どうも失礼します。

**玉津充議長**

これで、原隆伸君の質問を終わります。

---

**玉津充議長**

ここで、暫時休憩とします。10時45分まで休憩とします。

(午前 10時 27分)

---

**玉津充議長**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 45分)

---

**玉津充議長**

次に、7番 近澤チヅル君の発言を許します。

近澤チヅル君。

**7番 近澤チヅル議員**

7番 近澤チヅル。3月議会の一般質問を行います。

3点について、町長の3月2日に行われました、29年度の施政方針にしたがって質問をしたいと思います。

まず、1点目に質問をし、お答えをいただき、その後、同じように2点目、3点目と質問を続けていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1つ目の質問に入らせていただきます。施政方針で、はじめに、というところで、町長就任以来、「すべては住民目線で、すべては住民とともに」の基本姿勢のもと、現場を重視し、住民の皆様との協働によるまちづくりに取り組んできました。紀北町の抱える課題を着実に解決し、まちづくりを進めていく所存ですとありました。

まず、1番初めに、抱えている課題の1つである、上里地区の汚染土壌施設について、お伺いいたします。

12月議会では、私は一般質問の中で、県への意見書の提出、水源保護条例に基づく審議会の開催を要望し、同時に審査会の委員に、特別の専門性を持った方を加えるべきであると提案させていただきました。実際、町長はこれらを実行し、また、この3月議会では条例の変更を提出されています。このことについては、大いに評価いたします。

一方、12月議会において、町長は私への答弁の最初に、私はですね、業者との交渉はしておりませんので、経過を述べます。交渉ではございませんとおっしゃったり、また、その後の答弁の中でも、事業者とは会っておりませんのでとか、業者とは接点がありませんのでという、一瞬耳を疑うような答弁の繰り返しもありました。

この中には、当事者としての責任感のなさが感じられるものでした。私にとって。その上、事業者には地元への説明に対して、守秘義務で言えないので、県に指導するように手を尽くしていたとの答弁でした。このような態度では、本当に住民目線で着実に課題を解決することは、とても難しいのではないかと思います。積極的に行動されてこそ、住民が安心して行政に信頼を寄せ、ともにまちづくりに邁進できるのではないのでしょうか。

12月議会では、町民の安全・安心を第一に、紀北町の環境、命の水を守らなければならないという立場で、対応しているという一方で、この事業所に対して、賛成・反対という言葉、今の時点では申し上げることはできませんと回答されました。

3カ月経ちました、その間に、町民の皆様から5,001名の署名が、町に届けられ水源保護審議会も開かれております。また、紀北町の町議会に続き、三重県議会でも許可に対して、慎重な判断を求める請願が採択されました。これらの前進的な報道がありましたが、それ

らを踏まえて、改めて町長の見解をお伺いいたします。

#### **玉津充議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

議員のですね、汚染土壌処理施設についてでございます。この12月の時のお話をさせていただいておりますが、業者との接点とか、そういったものはですね、現実にはございませんでしたし、県に対してですね、住民説明等をしてくださいということは、ずっと言い続けてきた。これは以前も申し上げたとおりでございます。

ですから、我々としては、行政としてやるべきことはですね、やってきたという認識でございます。県等にそういった適切な指導をしてくださいということは言ってまいりました。それでですね、12月議会定例会で現時点では申し上げられないと、そういう発言をしましたね。

そのことにつきましてはですね、まだ、12月4日に住民説明がありまして、一般質問をいただいたのが、12月13日、14日のどちらかだと思います。そういう段階の中でですね、その発言につきましては、水道水源保護審議会へ対象事業として、諮問をしなければなりませんでした。

だから、その諮問もしてない、また取り扱いもですね、始まってない中、私の考え方が、その水道水源審議会において、その結論、結局、対象事業とするか、しないかという結論にですね、影響を与えることはよくないという判断でございます。

審議会におきましてはですね、独立・中立のもとですね、公平・公正に審議をしていただかなければいけないと、諮問する立場の人間が、今その諮問の前に、あまり大きな賛成・反対をいうことはいかかなものかという思いがあったんで、ただですね、その前後のお話を少しお話させていただきたいんですが、私はこの自然を守っていかなければいけないという中で、確かその時もですね、紀北町の自然と環境を守って、命の水を守っていきたいという話はさせていただいたと思うんです。

ですから、そういう気持ちで今も着実に、行政としてできることをですね、今おっしゃっていただいたような審議会、対象事業としたり、いろいろな問題、条例、この3月定例会にあげさせていただいたり、できることはやっております。

#### **玉津充議長**

近澤チヅル君。

## 7番 近澤チヅル議員

町長の説明をお伺いしました。確かに12月議会以降ですね、命の水を守らないといけないということで、町民や議員からの質問があつて、県へ意見書をあげられました。

そして、審議会も開いてくださいという署名も、たくさんあつた中で、審議会も開かれておりますし、それに、影響を及ぼしてはならないという思いもあるとは思いますが、今回の条例改正についてもですね、議案説明の中でも、審議会の答申を受けて、条例改正を提案した。いつも町民や皆さんのそういうことがあつたので、前進したというところで、積極的にですね、そういうことに関して、自分のほうから積極的に、住民の皆さんの声をリードして行うんだというところは、私は欠けていたように思いますので、少し町長の見解とは違うところもございますが、また、最後のところで、そのことについては、お話をしたいと思います。

また、それで、1つ目はその中で、今もございましたが、話を進めていきます。

今回のですね、皆さんの行動に対して、紀北町の船津川の水源地を守る会から、回覧板ですね、汚染土壌署名協力ありがとうございました。皆様の力で工事が中断していますという回覧板が、このように海山の、長島の、これ紀北町海山地区の皆様へというので、守る会から届いておりました。

私たちがした署名が、こういう効果をあげて、工事も今、中断しておるんやよ、皆さんありがとうございましたという中で、町長、議長に、業者に2月3日に工場の中断命令を出しましたというところは、町長の部分はあるんですけども、みんなが頑張つて署名した、町民の皆様への御礼なんですから、町長への御礼ではないので、そんなに町長の英断に対して、住民が感謝しているというか、そういう部分の表示は少ないように思います。私の感想です

そして、こういう実態の中でですね、私も町民の皆さんが頑張っておられるので、自分も調査や研究を、業者からの資料をいただくだけでなく、自分なりに調べなくてはならない。出された書類が本当に全て正しいのかどうか、検証したいと思ひまして、三重県庁と紀北県民局の環境ですね、情報公開をとってきました。

これです。業務報告書、三重県にはこういうのがあつたんですね。これはソーシャルグループと県や町で、どういう協議が行われてきたかということが書かれております。その中で、本当に業者の方は、12月4日の住民説明の中でもですね、地元の説明は、東元議員がやってくれているというので、しなかつたと発言されておりました。

私もそこしか聞いてなかったのかなという思いがあったんですけども、この情報公開によりますと、三重県で許可についての建設関係のところには、27年8月7日に、初めて業者の方が、県庁へ出向いておられます。そして、よく見る図面なんですけども、このような図面を提出されておりました。

そして、びっくりしたのは、もう7月、去年のですね、7月10日に、ソーシャルグループの皆さんの中で、いろいろ話をした中でですね、紀北町の水源保護条例についても、当条例には汚染土壌施設に該当するか、不明瞭な点があるため、紀北町の水道課に相談に行くこと、騒音、悪臭、粉じんなどの対策に対して、処理業としての適切な対策をしてもらうことはもちろんだか、土壌の施設以外の場所が、騒音や悪臭、粉じんなどの原因であっても、疑念を持たれることが想定されるので、調整や注意をするようにということは、もう業者の方は言われておるんですね。

そして、さらにこれはちょっと28年の2月になってからはですね、また、海上輸送とか、いろいろソイルテックジャパンの方が、県庁で地元対策について、前回の協議時に、紀北町への水源保護条例に関わる協議を行うよう指導を受けているが、まだ伺ってない。地元議員からは、協議が不要との話も聞く。今回の汚染土壌施設が対象事業にはあてはまらず、また審議会にかかるにしても、どのような手続きをすればいいのか、わからない。

このようにソイルテックジャパンの方は言われておまして、県の指定事項の中にもですね、施設もできあがり、いよいよ稼働となった際に、地元調整がうまくいっていないと、大きな手戻り、操業ができなくなることも考えられ、条例は町で制定されており、この場では結論がでないため、早急に町に相談に行くこと。これ、こうやって県庁で注意をされておりますが、この業者の方は、このことよりも東議員が安全や、元議員ですね、地元説明はしなくてもいい、対象場ではないという言葉信じておられたのだと思いますけれども、そのことについて、私はこの事業者は信用できないなど。

県の指導よりも、もう稼働できないようになるかもしれないよということまで言われても、地元には説明に来なかったということに対して、本当に憤りを感じておりますが、町長のお考えは、感想でも結構です、いかがでしょうか。

#### **玉津充議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

前段が大変長かったんで、あれなんですけども、ただね、私、最初の前段で促されてや

ったというような表現がありました。しかしね、こうやって12月4日をスタートとしてやってくるのに、促されてやっていたら、このことは進んでいません。ずっと我々としては、どういふことをやればいいかということ、ずっと以前から検討しながらですね、スタートと位置づける12月4日からは、着実に進めてきました。

これはいろいろなことも、県へ意見出したのも、私は我々でいつどういう立場で、どの時に出すというのを検討していましたので、だから、そういった意味はですね、我々はそういうことも含めて、ただタイミングとして、いつやるべきことかというのは、行政でありますので、そういった例えば住民の皆さんの声が大きくなった時に出せば、その時のほうが、もっと県に対して言えるんじゃないかとか、そういう問題もある。その以前にも勿論言ってまいりました。

県のほうへはですね、副町長も行っていただいて、今の話の中でありましたが、町のほうへ説明しに行け、それから住民の皆さんに説明会を開けよということもやってまいりました。ですから、我々はですね、我々の知り得る中で、今後、どのタイミングでどういふことをやればいいかということ、まずやっていたんで、そのことは理解していただきたいなと思います。

海上輸送のこともありましたね。そういったものも、我々はこういうものを海で揚げていただいたら、これはそういう環境をきっちりできないですよというのは、去年の9月頃に、県にどんと申し入れて、この施設では海上からすれば、岸壁でどんどん土砂が流れるじゃないですかとかですね、そういうことも話をしてきました。

ですから、そういった手順を踏んで、タイミングをいつかというのを図りながら、今やってきた。審議会の問題も全てなんですね、そういうことで、我々としてはこの問題は、大変大きく受け止めて、我々自体、行政だから今も話の中でちょっとありました、行政、議会、住民、できることというのは、いろいろ立場があると思うんです。だから、議会もですね、住民からいただいた請願を、議決して県に送った。そういうこともあります。

ただ、1つ先に言っておきたいのは、言葉なんですよ。責任ある立場、それぞれあります。議会もそうです。だから、議会の請願でも反対ですという言葉書いてないでしょう。意見書ね、反対の意見を尊重して十分判断してくださいと書いてあるでしょう。

だから、我々も行政として、この後、裁判等になったり、いろいろな問題があった時に、行政というのは大変大きな力を持っています。私の発言というのも、大変今後、影響を与えますんで、そういうものを十分配慮しながら、考えながら発言させていただいているん

で、気持ちはですね、先ほど申し上げたように、この紀北町にとって環境や自然を守って  
いかなあかんよ、命の水を守らなあかんよというのは、私の根本的な考え方です。

#### **玉津充議長**

近澤チヅル君。

#### **7番 近澤チヅル議員**

答弁不足で、業者が県の指導よりも、議員の考えのほうにというところで、町長はそれ  
を聞いてどう思われますか。

#### **玉津充議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

これはですね、あくまでも業者と、その元町議のお話なんで、発言は差し控えさせてい  
ただきます。

#### **玉津充議長**

近澤チヅル君。

#### **7番 近澤チヅル議員**

私は情報公開に基づいて、話をしておりますので、根拠に基づいたあれですので、答弁  
は避けられますというのは、残念なことです。本当にこの業者に対して、私、信頼ができ  
ないなという思いで一杯でございます。

そして、12月4日にですね、住民説明会があった時に、会社の役員は5名、住所はここ  
だということも、おっしゃいました。それで、私も法務局に出向いて調べました。そうし  
ましたら、びっくりしたことに、それまではソイルテックジャパン、役員さん2人しか書  
いてなかったんですね。

ところが、説明の明くる日の12月5日には、3名プラスされて、住民説明が嘘だったと  
いう言い方は、ちょっと悪いと思うんですけども、間違っていた説明だったのを修正され  
ておりました。

それで、住所についてもですね、それまでは相賀480番の224番だったのが、15番の15と  
いうことで、12月5日に移転して、それを今年の1月16日に登記されております。住民説  
明会でも確実なことはおっしゃられなかった。これも1つだと思います。

先ほどの指導についてもそうだったと思いますし、そして、また私、資料をいただいた  
中で、わからないところがあるんですけども、それは位置の問題なんですけれども、業

者からいただいた中で、町のほうはわかっているところもあるのではないかと思いますので、お伺いいたします。

調べて、これ公図なんですけれども、だいたい上里の公図、去年の12月に合筆されて、小さいところが、15の15とか、いろいろなったわけですが、いただいている図面では、工場のところの資料は、たくさんいただいているんですけれども、この中のどこに、あの建設がされているというのが、私の図面のいただいている中では、わからないので、いろいろな資料でも設置場所というのが、いろいろ書かれておりますので、この場所のどこに、このようなですね、場所、このあれが建っておられるのか、町では設置場所も、いろいろ出しているわけですから、わかっているのではないかと思いますのでお伺いします。

そして、私も地元の詳しい方をお願いして、写真も撮ってきました。ここに建っておるのはわかっておるのですが、この公図の何番地なのかというのは、番地はわかるんですけれども、ちょっとわからないんですね。もしわかっていたら、業者からいただいた設置位置は、こないして小さく丸してあるだけなんですね。わかっていたら教えていただきたいと思います。

#### **玉津充議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

まず、最初の部分のことなんですけど、我々もですね、事業主じゃないんで、業者はあちら側なんで、業者が何を言って、どういう内部変更、その状況は把握していますよ。どういう思いで、そういうことをやったかということまでは、直接会って話をしていませんし、知ろうとも、向こうの会社の事情だと思えますんで、私は知りませんが、位置図等につきましてはですね、今、協議書が、町、水道水源保護審議会に提出されています。その中では、シクナーの近くということになっておりますんで、そういうことで、また後ですね、その位置をしっかりと、協議書として出ていますんで、また後で提出もさせていただくことは可能ですよね、ということです。

#### **玉津充議長**

近澤チヅル君。

#### **7番 近澤チヅル議員**

いろんな書類に関してですね、土地の住所とか、設置場所というのは、大きな問題になってくると思うんですね。私の家でしたら、番地1つ違ったら、隣の家になってしまうんで

すから、ここは広いところですけども、合筆、複雑なのが今年になってからですか、ちょっと去年かな、合筆されておりますので、なかなか難しいと思いますが、是非、いの一  
番です、住所とか設置場所というのは。

今、協議書の中とか、県の、町が出している書類もですね、住所に関してはいろいろ15の  
15だったり、建設の許可の書類もですね、上里坂ノ下15の15他7筆とかですね、これは先  
ほど言いました協議書ですか、これの中でも住所は、坂ノ下15番地の16とか、町が出して  
おる資料も、いろいろ少しですけども、これは審議会が尾上町長に出している書類では、  
設置場所は15番地の15他とか、いろいろ少しずつですか、表現が違うんですね。

せっかく皆さん真剣に審議していただいているんですから、ここのところもですね、ぜひ  
協議して、どれが正しいかということ、後で整理していただきたいと思います。

そして、もう1つこの協議の中でですね、時間がないので、他の事業者とは同じ場所  
はしないと、そういうことも枠をつくって入らないようにするとか、おっしゃって  
おりますが、今、町内で産廃業者は3社の方が、営業しておられますが、29年1月10日に起案  
された、株式会社紀北リソースのですね、出されております、産廃事業の許可書の住所、  
設置場所はですね、上里坂ノ下15の60、61、62、63という場所になっております。住所も  
15番地の36ということですし、先ほど公図を見せていただきましたが、もう今年の時点  
では、60やら61やら62、63という番地はありません。登記簿上ですね。

そして、それは先ほどの位置によって、先ほどの建物の位置の中に、そういうものの前  
の番地ですけども、あるんですね。業者は一角をとっているという発言もありますけれど  
も、これも疑問だなということがありますので、ぜひ調べていただきたいと思います。

それでは、2番目の質問に移っていきます。

いろいろ調べていただきたいということで、時間がないので、答えてください。

## **玉津充議長**

尾上町長。

## **尾上壽一町長**

いろいろね、時系列の中で、ここにあった時と、ここにあった時は違うということもあ  
ろうかと思いますが。それはあくまでも業者がですね、変更とか訂正をしたのかもわかりま  
せん。

ただ、我々は今、審議することはですね、この業者から提出された規制対象事業協議書、  
これの数値や、その図面とか、そういったものについて、協議をいたしておりますので、

その変更の経緯等はですね、会社側の事情だと思います、おそらく。

それで、先ほど言った番地のことも合筆されたのかもわかりませんし、いろいろなことをね、会社としてしたのかもわかりません。ですから、そのこのところは、水道水源保護審議会で、まさに今、協議中でございます。だから、その協議書に基づくのが、正規な審査の内容だと思います。

#### **玉津充議長**

近澤チヅル君。

#### **7番 近澤チヅル議員**

町が提案している協議書なんですよ。いただいたのをですね、だから、それが正しいのかどうかというのは。それは町が出すんだから、それぐらいの、出したんじゃない。

#### **玉津充議長**

尾上町長、答弁の形でしてください。

#### **7番 近澤チヅル議員**

そのこのところを、議員の私でも、それが正しいのかどうかというのを、一生懸命調べておりますので、せつかく審議会に出す資料ですね、鵜呑みにするのではなく、調べていただくのも必要だと思います。

それでは、2つ目の、もう9分しかありませんので、入っていきたいと思います。

紀北町の豊かな自然を守るために、現在、紀北町では上里の汚染土壌の問題から、紀伊長島新庁舎建設地でのスラグ問題、あちらこちらで山積みになっている残土など、自然環境に大きく関わる負の問題が、住民の心を傷めております。

町長は、29年度の方針の中で、位置づけでも、紀北町は海、山、川の美しく豊かな自然に包まれ、中略します。また、町の将来像を「みんなが元気！紀北町～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～」として、次の10年に向け、紀北町の個性や魅力を生かし、自然と共生する「安全・安心」な暮らしをもとにと書かれております。

この言葉のとおり紀北町においては、自然はあらゆる意味で、大変大切なものです。しかし、今、それが先ほどの汚染土壌の持ち込みや、埋め込んだスラグなどの問題により、紀北町そのものが危険にさらされているのではないかと、強く感じております。県外からの汚染土壌や産廃などが、多く持ち込まれております。

この背景には、都会での土壌汚染、都会での土地開発があり、上里の事業所もリニアなどの開発で出てくる残土の処理をしていきたいとおっしゃられておるように、都会の汚染

物質が田舎に持ち込まれる。とりわけ今、この紀北町が狙われているように思えてなりません。今は水源地での問題が取り沙汰され、そのために水源保護条例によって、それらの問題に立ち向かっているわけですが、問題は水源の上だけではありません。

紀北町のあらゆる山や川が狙われているのではないのでしょうか。土地も狙われております。我がふるさと、昔からの自然をそのまま次の世代に渡していきたい、町長もそのように述べておられます。県に対して、県外からの産廃を含む汚染土壌などを県内に持ち込まないよう、県の条例をつくるように、強く県に求めていただきたい。町長の見解をお伺いいたします。

#### **玉津充議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

議員のご質問にお答えいたします。

豊かな自然を守るというね、これは第2次総合計画にもありますんで、しっかり守っていきたいなという中で、今、土砂とかですね、いろいろと持ち込まれております。鉄鋼スラグの問題も言いましたけども、これ消防の時の説明で、一応製品としてということなんで、我々としては、こういった問題がですね、今、持ち込まれております。

だから、それ我々としたら、こういったよその土地を、土をですね、持ち込んでほしくないという気持ちは、皆さんお持ちだと思います。

だから、そういうことで、12月定例議会でも、お話をさせていただいたと思います。副町長にも適正なのか、適正処理なのかということ、県にもお話させていただいておりますし、私も副知事に直接お会いして、これは県のですね、条例等でしっかりとできないのかということも、お話をさせていただいております。ただ、今、適正処理の中で、法律に基づくものはなかなか難しいということをお伺いしております。

そこで、議員がおっしゃるような県の条例等になるんですが、今、もう既にご存知だと思いませんか、請願自体はですね、可決されておりますが、なかなか県がそのほうに踏み込んでいけないというのが現実でございます。

以上です。

#### **玉津充議長**

近澤チヅル君。

#### **7番 近澤チヅル議員**

請願が出て採択されているのは、わかっておりますけれども、町として県にそのような働きかけを、町長にさせていただきたいというところの答弁がなかったかなと思いますので。

**玉津充議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

しておりますというつもりで、副知事にお会いした、お話をさせていただいたんです。

**玉津充議長**

近澤チヅル君。

**7番 近澤チヅル議員**

失礼いたしました。

是非そのところは、これからも、今まで以上に、申し入れていただきたいと思います。

続きまして、子どもを安心して、産み育てることができるまちづくりについて、これもこの中にありました。今、日本では、子どもの6人に1人が貧困状態であると言われております。これに伴い国は、平成25年度に子どもの貧困対策に関する法律をつくりました。この法律は、子どもの将来が、その生まれ育った環境によって、左右されることのないよう、貧困の状態にある子どもや、穏やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等などを図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定めるとあります。

また、この中の第4条では、地方公共団体の責務として、公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとともにあります。これらに基づくのであれば、当然、紀北町でも子どもの貧困に関する調査が必要であると考えられます。

子どもの置かれている状況が、どのようなものであるか、その実態調査を求めます。町長の考えをお伺いいたします。

**玉津充議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

子どもの子育てですね、これ私もメインにお話を、今までもさせていただいております。そういった意味ではですね、ほぼ最低レベルに近かった紀北町ですね、子ども・子育て支援を、今、中間ぐらいまで何とかさせていただいているのが現状でございます。そういった意味では、ここ数年でしっかりと、そういう手当はできたのではないかと考えており

ます。

子どもの貧困の調査等につきましてはですね、基本的には就学援助費の制度がありまして、ここはですね、要保護、準要保護、そういったもの、所得の区切りによってですね、調べておりますので、これが町内の実態調査に代わるのではないかと考えております。

## 玉津充議長

近澤チヅル君。

### 7番 近澤チヅル議員

子どもの貧困はですね、見えないところで広がっていると思います。そして、このように子どもの貧困が広がっているのは、国民全体の貧困が深刻になって、大人の社会の反映だと私は思っております。

だから、やはり調査研究が必要で、少ないこの地方にとっては、大切な、ただでさえ子どもは地域の宝なんですけど、宝の中の宝の中の貧困の調査の実態をして、支援の体制の整備を行って行っていただきたいと思います。支援体制の整備計画策定などは、地域ネットワークの形成支援が進むよう、15年度には地域子どもの応援交付金なども、国のほうでつくられていると聞いておりますし、是非そのことはお願いしたいと思います。

それでは、時間がないので、2つ目に入っていきます。

12月議会でも就学援助について、新入学準備金の倍増について、お尋ねしましたが、時間の関係でそれに対する回答はありませんでした。私もよう指摘しませんでした。就学援助は生活保護を受ける世帯と、それに準ずる困窮世帯に、学用品費や入学準備費など、学校生活に関わる諸費用を、国と市町村が援助するものです。義務教育は無償とうたう、憲法26条に基づいた制度です。

12月からこの3カ月間の中でですね、国に動きがありました。国は入学準備金を現在の倍額にする法律をつくり、2017年度からは国庫補助の対象である要保護世帯の支給基準を引き上げ、現行、小学生は2万470円から4万600円に、中学生は2万3,550円から4万7,400円に引き上げることを決定し、今、国会で予算が審議されておりますが、あれが可決されれば、このようになると思います。

紀北町でも現在の入学準備金は、小学生が1万9,900円、中学生は2万2,900円です。国に合わせて増額するよう求めます。

## 玉津充議長

尾上町長。

## 尾上壽一町長

そういう制度になるということは、十分承知していますが、国自体がですね、まだ今、予算化とかですね、これからのお話だと思うんですよ。

ですから、我々としては、その生活保護世帯のところ、2倍になったのも存じております。ただですね、準要保護のところですね、ここについてはですね、この29年度で一応検討したいと思います。それに国の制度に先立ちまして、ご存知のように、1万5,000円の町単独の全入学児にですね、入学の現物支給という形でさせていただいておりますので、町は先駆けて大変だろうという思いがありますので、単独の補助をさせていただいております。そういう中で、生活保護がさらに大変であろうということで、2倍となったことなどで、準要保護についてはですね、今後、動向等を見ながら、検討させていただくということとでお願いします。

## 玉津充議長

近澤チヅル君。

### 7番 近澤チヅル議員

是非、今の1.2倍の基準を下げないよう、そして、いくら受けられる可能性のある人がですね、これは申請主義ですので、皆さんが申請されるよう、そのような周知もしていただきたいと思います。あと2分です。

3つ目に入ります。子ども・ひとり親世帯、障がい者の窓口医療費無料について、私は議員をさせていただいてから、ずっと数年にわたり、窓口で無料は、お母さんの大事な願いであると、そのことを訴えてまいりました。

しかし、全国では都道府県で、たくさんの県が実施しておりますが、三重県では残念ながらありませんでした。それで、実施がまだされておられません。これも国が動きがありました。2018年度からですが、今まで国保なんかで、窓口無料をするとペナルティを課してきていたんですけれども、小学校入学前の児童については、窓口無料にしても、2018年度からペナルティを廃止すると決定されております。

三重県でも、鈴鹿市や伊賀市、四日市などで、来年度また今年で実施する市が増えておりますので、紀北町でも子ども支援を重視する町長の考えを、お伺いいたします。

## 玉津充議長

尾上町長。

## 尾上壽一町長

議員ね、熱心なご質問いただきまして、ありがとうございます。

国のね、未就学児まで、ペナルティがなくなりました。私は、そういうペナルティがなくなれば、もちろんそういったものを実行していきたいと、その考えを持っておるんですが、ただですね、1点、今までも国保連合会の中で、県下一本ですべきやと、県が考え方をしっかり持つべきやという答弁をさせていただいていますね。今回、国保がですね、30年度から三重県一本化になりますんで、私とすれば、保険者が三重県全体なんで、それで三重県全体で、この未就学児に対する窓口無料化をしてほしいなど、そのように思っています。

ですから、私はそういう町村会とか、そういった中で意見を述べさせていただきまして、今だにやはりそのバラツキがあるんで、特に保険者が一本になった時に、こっちはオッケー、こっちは町だめよというのは、おかしいと思いますんで、そういう統一を図った上での制度にさせていただきたいと、これから県のほうへ要望してまいります。

**玉津充議長**

近澤チヅル君。

**7番 近澤チヅル議員**

どういう方法にしろ、前進することを期待したいと思います。

**玉津充議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

ごめんなさい、訂正、なくなったって、30年度からなくなるという話なんで、29年にはないんで、そこのところ申し訳ございません。

**玉津充議長**

近澤チヅル君。

**7番 近澤チヅル議員**

もう時間がないので、先ほどの質問、今回の質問、全部、町では解決できない、国や県の施策が大きく影響する問題です。

**玉津充議長**

発言を止めてください。

**7番 近澤チヅル議員**

ぜひ国や県にも進めていただきたいと思います。ごめんなさい、ちょっと溢れました。

終わります。

## 玉津充議長

これで、近澤チヅル君の質問を終わります。

---

## 玉津充議長

次に、1番 大西瑞香君の発言を許します。

大西瑞香君。

### 1番 大西瑞香議員

議長の許可を得ましたので、3月定例会、一般質問を始めさせていただきます。

今回は、空き家対策推進について、環境保全対策について、飼い主のいない猫対策の3点について、質問いたします。1項目ずつ質問をいたしますが、1点目は、1に続けて行わせていただきます。

1点目の空き家対策推進について、質問をいたします。

全国的に、空き家が増加し、本町においても、人口減少、高齢化の課題を抱え、今後も空き家の増加が予想され、空き家問題が深刻化をしております。適切な管理が行われていない空き家は、景観、衛生、防犯、防災などの住民の生活環境に、深刻な影響を及ぼすことが考えられます。

そうした事態を未然に防ぎ、住民の生命、財産を保護し、暮らしやすいまちづくりを築くためにも、早期対応が求められます。空き家は個人の財産であり、所有者の理解を得られない場合は、行政の介入が難しいケースも多くあります。

平成27年5月に、空家等に関する空家対策特別措置法が、全面施行され、市町村長の立入調査や、特定空家等に対する措置の規定が施行されました。空家対策特別措置法の施行を踏まえ、今後どのように取り組んでいくのかをお聞きいたします。

1. 空家及び危険家屋と定義をされている特定空家の実態調査状況について、質問をいたします。空家の実態調査には予算を組み、既に実施をされております。その調査内容、現状把握、また調査状況をお聞きいたします。

2点目、空家等に関する施策の基本指針に沿った空家対策計画の現在の策定状況と、今後の計画、空き家対策についてであります。今年度、空き家対策に伴う協議会が設置をされ、空き家問題を計画的に実施する体制が、やっと整えられ、さまざまな対策が講じられ

ると思います。

空き家は所有者が管理を行うことが原則ですが、高齢者の方が住んでみえる住宅には、建築基準法やさまざまな問題で、建て直しも売却もできないという住宅もあります。行政として、どのような取り組みをされているのか。また、今後の空家対策計画について、お聞きをいたします。

### **玉津充議長**

尾上町長。

### **尾上壽一町長**

それでは、空家及び危険家屋と定義されている特定空家の実態調査状況についてで、ご答弁させていただきます。

空家実態調査につきましては、まずは町内の空き家の現状を把握するため、加速化交付金を活用し、議員おっしゃったように、今、実態調査を行っているところでございます。業務の内容につきましては、外観からの目視や聞き取りによる居住の有無や、敷地や家屋の状態の確認、また、アンケート調査により空き家の利用状況や利活用の意思などの調査を実施し、現在、空き家調査実態調査票などの成果品を作成中であります。

また、空家等に関する施策の基本指針に沿った空家等対策計画の現在の策定状況と、今後の計画、空き家対策についてでございますが、空家等対策の推進に関する特別措置法、第6条の規定により、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画を定めることができる。とありますが、現在、計画は策定しておりません。今後、空家実態調査結果等を踏まえまして、計画の策定を検討いたします。

空き家対策につきましては、同法第3条に、空家等の所有者等の責務が規定されておりまして、空家等の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとするがあります。町内でも少子高齢化、過疎化が進み人口が減る中、減少する中で、町内各所に空き家が増え、空き家となることで防犯、防災面や周辺への環境等の問題の発生が懸念されることから、所有者等が基本適切に管理していただくことが、最も重要となってまいります。このことから、空家等対策協議会を立ち上げる経費を、29年度当初予算に計上しておりまして、協議会において特定空家判断基準や計画策定の検討などに取り掛かることといたしております。

今後も引き続き所有者等への空き家の適切な管理の周知や相談・指導を行ってまいりま

す。また、特定空家と判定された空家等の所有者には、法に則り、空家等対策の推進に関する特別措置法において、助言や指導、勧告などを行うことといたします。

以上です。

#### **玉津充議長**

大西瑞香君。

#### **1番 大西瑞香議員**

実態調査につきましては、まだ調査中ということですが、その内容、今わかってみえる内容と、もしここで発表できるものがあれば、ちょっとお聞きしたいと思いますし、アンケート調査につきましても、どのような調査をされているのか。それと、調査中ということですので、空き家率は出ているのかどうかは、ちょっと不確定かと思いますが、その点について、ちょっとお答えいただきたいと思います。

#### **玉津充議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

空き家全体のですね、大まかな数字等は、区分け件数等はわかりますので、担当課のほうからお答えさせていただきます。

#### **玉津充議長**

水谷危機管理課長。

#### **水谷法夫危機管理課長**

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

調査項目につきましては、28項目で調査してございます。

居住の状況につきましては、表札、名札等を確認したり、また、郵便受けの状況などで確認をしております。

利活用につきましては、道路の幅員、駐車スペースなどで確認をしております。

敷地、空き家の状況につきましては、門・塀の状況、擁壁の状況、屋根材の状況、外壁材の状況などにつきまして、確認をしております。

また、ただいまの業者のほうから、空き家と思われる件数につきましては、町内で781戸と報告を受けております。

以上でございます。

#### **玉津充議長**

大西瑞香君。

#### **1番 大西瑞香議員**

この実態調査が行われて、本当にやっとな空き家対策について、動き出したかなという、そういうことだと思います。また、ちょっとお聞きしたいところが、空き家について、地域の住民からのやっぱり苦情内容や要望とか、相談件数も、これまであったと思いますが、それについてと、また、これまで空き家を持っている方についての、先ほども指導しているというお話もありましたが、具体的な指導、助言についての、また改善内容も含めて答弁をいただきたいと思います。

#### **玉津充議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

いろいろと住民の方からですね、苦情のあるのは事実でございます。そういった中で、我々は苦情があったらですね、伝えられる時は伝えさせていただいたりとか、いろいろやっております。

それと、1件ですね、今年度についてはですね、ある地域で空き家を取り崩していただきました。この時も所有者等にいろいろ相談をさせていただいて、所有者の方が、そういう手段を講じていただいたというようなことでございます。

#### **玉津充議長**

大西瑞香君。

#### **1番 大西瑞香議員**

その苦情については、この空き家の外壁とか、そういう建物だけのことではなくて、草木、また雑草、樹木の剪定、除草についての相談もあったかと思うんですが、その場合はどういう対応をされていきましたか。

#### **玉津充議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

個人の財産ということもあります。そういったことで、いろいろご相談受けたことも、私もじかに聞いたこともございますが、ちょっとどういう相談を受けているか、ちょっと担当のほうからお答えさせていただきます。

#### **玉津充議長**

水谷危機管理課長。

**水谷法夫危機管理課長**

ただいまの質問にお答えいたします。

相談内容につきましては、隣家の老朽化が激しく、家屋の状態が影響を及ぼしていますとか、また、エアコンの室外機が落下して、危険な状態にあるとか、そういった内容で、相談のほうを受けてございまして、ただいまの質問のありました草木につきましては、直接担当課としては相談のほうは受けとてございませぬ。

以上でございませぬ。

**玉津充議長**

大西瑞香君。

**1番 大西瑞香議員**

ありがとうございます。

その樹木とかの除草については、環境課のほうの担当かとは思えぬですが、今年も町内で要望があったところを、町内会の方が除草された、町の行政の方にお手伝いをいただいたという、そういう内容もあったかと思えぬので、これからますますそういう要望等も増えてくると思えぬ。

この実態調査も含めて、これまで空き家の中で、所有者の特定をされない空き家というものもあったのか、その点についてお聞きします。

**玉津充議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

ございませぬ。

**玉津充議長**

大西瑞香君。

**1番 大西瑞香議員**

特定されない件については、どういう対応ができたのか、したのかという点について、お答えいただきたいと思えぬ。

**玉津充議長**

水谷危機管理課長。

**水谷法夫危機管理課長**

ただいまの質問にお答えいたします。

これまで所有者がわからない、適切に管理されていない空き家は存在してございました。これまでは、行政代執行による代執行しかとる手立てがなく、その所有者が不明な方につきましては、行政といたしまして、それ以上の関わることはできませんでした。ただし、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行によりまして、こちらのほうの法で、第14条の第10項の規定によりまして、所有者がわからない場合でも、略式代執行により行政として関わるができるという規定がございます。

今後、また29年度以降に、空家等の対策協議会を立ち上げまして、まず空き家等の判断基準等を定めまして、それに基づいて特定空家となった所有者のわからない、危険な空き家につきましては、略式代執行による措置も可能となってございます。

以上です。

#### **玉津充議長**

大西瑞香君。

#### **1番 大西瑞香議員**

今回、空家対策特別措置法で、略式代執行もできるということですがけれども、その後です、除却等を行った後、その土地というのは、どこが管理しどういう形になるのでしょうか。

#### **玉津充議長**

水谷危機管理課長。

#### **水谷法夫危機管理課長**

ただいまの質問にお答えいたします。

大変申し訳ありませんが、そこまでの勉強はしてございませんので、この答弁につきましては、お答えを控えさせていただきます。

#### **玉津充議長**

大西瑞香君。

#### **1番 大西瑞香議員**

また、協議会を立ち上げて、これから対策計画を練っていくということですので、担当課のほうも、これからまた細かい勉強をされていくんだと思いますので、今回この空き家の調査状況については、ここで終わらせていただきます。

2点目の空家に関する施策の基本指針に沿った空家計画の現在の策定状況と、今後の計

画、空き家対策について、先ほど答弁をいただきました。またこれから計画、協議会についても、計画してくださると思うんですが、その協議会をもたないと、その空家対策計画の策定予定とかというのは、わかりかねるかもわかりませんが、その策定予定と、いつまでを目途にしているとか。協議会の委員の選定とか、その初回の予定とか、もう決まっているようでしたらお聞きしたいと思います。

**玉津充議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

29年度において、協議会をですね、立ち上げるための経費をですね、あげさせていただいております。従いまして、協議会をつくっていただいて、それからの計画となります。

**玉津充議長**

大西瑞香君。

**1番 大西瑞香議員**

まだ協議委員の人選とか、その日程というものは、もうまだ何も決まってないということでしょうか。

**玉津充議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

29年度予算でございますので、予算を認めていただいてからとなります。

**玉津充議長**

大西瑞香君。

**1番 大西瑞香議員**

はい、わかりました。ありがとうございます。

では、この計画に今、沿っての国の補助金も、この空家対策計画に基づき、定められた空き家に対する補助金というの、いくつかあります。これは策定計画をしないと組まれない予算でもありますが、財政面での支援を受けるためにも、この空家対策計画の策定は、やはり早めをお願いをしたいと思います。

また、これに関しまして、危険空家にしないためには、この空き家の適正管理とか、取り壊し、空き家・空き地の利活用、移住促進施策など多岐に及ぶわけですが、まず、空き家の適正管理について、ちょっとお聞きしたいと思います。

相続や転居の際に、家屋をどうしたらよいかわからず、資産としてとりあえずそのままにしているケースがあります。所有者に家屋の管理について、意識を持っていただくために、転出届けや死亡届の提出時にタイミングをみて、家屋管理の状況をチラシなどで提供するとか、また施設に入居した時に、福祉担当者と情報共有する体制づくりが大事だと思いますが、その点についてお聞きいたします。

**玉津充議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

今、おっしゃったようにですね、転出等、住所のわかっている方でございましたらね、それぞれ個々にも、法律にもございます。助言、指導、勧告とかですね、いろいろと段階に応じてさせていただきますんで、それは転出された方にでもですね、そういうお知らせはできると思います。

**玉津充議長**

大西瑞香君。

**1番 大西瑞香議員**

福祉施設に入居した時の福祉担当者との情報共有については、どうでしょうか。

**玉津充議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

身寄りのない方はね、いろいろどこまでお話できる方なのかということもございます。でも、身寄りのある方はね、やっぱりそういう方にも、いろいろお話させてもらわなければいけないのかなと思います。だから、個別の案件に、個別に対応するしかないのかなと思います。

**玉津充議長**

大西瑞香君。

**1番 大西瑞香議員**

個別の案件に、個別に対応ということですので、やっぱりさまざまな担当課との連携は、これからも大事だと思いますので、よろしく、情報共有をお願いしたいと思います。

また、この適正管理につきまして、管理をする専門業者の紹介とかを、現在行っているという、そういう例はあるのか、ちょっとその点について、お聞きしたいと思います。

**玉津充議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

現在のところ行っておりません。

**玉津充議長**

大西瑞香君。

**1番 大西瑞香議員**

空き家にしないために適正管理というのは、大変重要になってくると思いますが、今後、全てはその計画を立ててから、練っていくことがほとんどだと思うんですが、今の町長の考えは、専門業者の紹介とか、そういうことはやれるかなという、そういうお考えはありますか、どうでしょうか。

**玉津充議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

適切な管理はですね、地元の人であれば、いろいろなおつきあいがございますので、おそらくできようかと思えます。ただ、町外にいて、遠く名古屋とかですね、東京に行った時はですね、なかなかそういうこともできない。そういうものを調整しながらしたのが、引本の1件でございますので、引本って言ってよかったかな、そういうことでございますので、そういう個人の持ち主の方とは、調整しながらお話し合いしていきたいと。その中で業者を紹介するのであれば、業者も紹介させていただきます。

**玉津充議長**

大西瑞香君。

**1番 大西瑞香議員**

今、町長のほうからご近所とか、そういう住民の方にお問い合わせとか、そういうちょっと話が出ましたので、ちょっとそれに関しまして、その管理について、シルバー人材センターに空き家の外観見回りを依頼するとか、そういう方法なども、ちょっと提案をしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

**玉津充議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

今ですね、先ほど申し上げたように、調査をやっておりますので、そういういろいろな協議会の中で、そういうのを必要であれば、やるべきだと思いますし、おそらく定期的に行って見回りをしないと、どれぐらい危険な状態かというのは、わからないと思いますんで、これから地図にも落とし込んだり、いろいろ作業を今やっておりますので、その完成品ができたなら、またそれを踏まえてですね、検討していきたいと思います。

#### **玉津充議長**

大西瑞香君。

#### **1番 大西瑞香議員**

住民の方とかも、シルバーの方というのは、やっぱり中ではなく、外観の見回りが主になるかと思いますが、その点もよろしくお願ひしたいと思います。

それから、取り壊しをする空き家、除却については、特に密集した地域で、災害時の延焼防止や避難経路の確保などの効果もあります。現在、取り壊しの場合の支援措置ですね、補助面でのそういう支援措置はあるのかということと、この固定資産税の特例解除への支援についても、お聞きをしたいんですが、町としましては、その取り壊した後、固定資産税が上がってくるわけですが、何年間について固定資産税を、前の金額にするとかいう、そういう財政措置も考えたことはありますか。

#### **玉津充議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

基本的にはですね、空き家になると固定資産税というものは上がりますよね。そういうものを、じゃなかった。壊した時、平地になった時に、はい。それを壊すと、そういう、上がりますんで、そういうのも今のところは検討してないな。そういうのもですね、いろいろなところで検討していきたいと思いますが、ただ、防災空地なんかにする場合はですね、国の補助金なんかもございますので、そういうのも使いながらやっていきたいなと思います。

#### **玉津充議長**

大西瑞香君。

#### **1番 大西瑞香議員**

ありがとうございます。この空き家の中にも、空き店舗の活用支援というものもあるかと思うんですが、空き店舗の活用支援について、お聞きしたいと思います。この空き店舗を、

サテライトオフィスや企業店舗として、利用する場合の町の助成制度はあるのか。これまでこの空き店舗について、施策を講じてきた例はあるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

**玉津充議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

ございません。

**玉津充議長**

大西瑞香君。

**1番 大西瑞香議員**

やっぱり高齢化になって、空き店舗というのも、かなりあると思いますので、空き家対策を推進するにあたり、この空き店舗についての利活用や支援についても、今後お考えをいただきたいと思います。

次に、相談窓口なんですけど、先ほどもちょっと触れましたけども、草木の除草やと環境課になりますし、空き家バンク、この後、質問にあげているんですけども、空き家バンクだと企画、そういう空き家対策は危機管理ということなんですけども、そういう空き家の相談窓口といたしましたら、どこに行けばいいんですか、最初は。

**玉津充議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

空き家対策自体はですね、副町長がトップとなって、プロジェクトチームを今おっしゃった関係各課でやっております。窓口自体は、空き家ですね、窓口自体は危機管理になっています。

**玉津充議長**

大西瑞香君。

**1番 大西瑞香議員**

窓口は、やはりこれまでもたくさん分かれているということで、この空き家対策については危機管理で、窓口になるという、そういう点の情報も、やはり地域の皆様にいろんな方法でお伝えを、広報などでお伝えをいただきたいと思います。

では、3点目。

**玉津充議長**

ちょっとここで、区切りのいいところで、切らせていただきます。

---

**玉津充議長**

暫時、休憩します。午後1時まで休憩とします。

(午前 11時 56分)

---

**玉津充議長**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

---

**玉津充議長**

先ほどの町長の答弁で、訂正がございますので、許可をいたします。

尾上町長。

**尾上壽一町長**

申し訳ございません。先ほどの大西議員からの質問の中で、空き家を取り崩した場合には、税金が上がると答弁いたしましたが、これはあまり適切ではない表現でございました。住宅を取り崩すと、住宅用地の特例の適用がなくなり、本来の課税標準額に戻るとというのが正しい表現でございますのでよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

**玉津充議長**

大西瑞香君。

**1番 大西瑞香議員**

では、3点目、空き家バンクの登録数と利用状況、促進施策について、お伺いいたします。

本町の空き家バンク制度は、町のホームページなどから閲覧できることで、空き家バンクの登録、利用の物件紹介に止まらず、住環境の良さや暮らしの情報発信を見ることで、生活、暮らしのイメージをすることもできます。

平成20年度から始まり、今日までの空き家バンクの状況、また、促進施策について、お聞きいたします。

#### **玉津充議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

空き家バンク制度につきましてでございますが、平成21年2月1日から始めております。これまでの利用状況等でございますが、平成29年2月末の登録物件数は、延べ75件、利用者登録者数は延べ310件、成約済み件数は30件となっております。

次に、空き家バンク制度の促進対策でございますが、空き家バンクに関する情報発信の大きな役割を担っている紀北町ホームページの充実を図るとともに、イベントにも職員が出かけ、紀北町の空き家バンク制度等のPR活動も行っておりまして、今後も継続してまいります。

さらには、空き家バンクに関する支援制度も、順次充実を図っておりまして、平成28年度には、紀北町空き家情報登録制度促進奨励金、紀北町空き家等有効活用推進事業支援補助金、紀北町移住促進のための空き家リノベーション支援事業補助金、平成29年度予算がお認めいただければ、これらの支援に加えまして、紀北町空き家改修補助金、紀北町移住希望者お試し宿泊費支援事業補助金制度により、利用者の支援を図っていきたいと考えております。

また、空き家調査において、居住可能と判断した空き家につきましては、空き家バンク制度への登録を呼びかけてまいります。

今後も、これらの支援制度を十分活用していただくことで、紀北町内の空き家の有効活用を行い、地域の活性化を図ってまいりたいと、そのように考えます。

#### **玉津充議長**

大西瑞香君。

#### **1番 大西瑞香議員**

今、空き家バンクの登録数とか対策に、施策について、ご答弁をいただきました。

本当に28年度は、かなりの物件登録数、また利用者登録数、成約数が増加をしております。これは職員のいろんな知恵、努力が実ったものと思われまます。どういうふうにして、これが28年度増加したのか、ちょっとそれを紹介していただければと思いますが。

#### **玉津充議長**

尾上町長。

### **尾上壽一町長**

担当課長のほうから答弁いただきます。

### **玉津充議長**

中場企画課長。

### **中場幹企画課長**

お答えさせていただきます。

確かに議員おっしゃられましたとおり、平成28年度は、これまでの年度と違いまして、数が増えてございます。どのような要件というか、増えたのかというご質問だったと思います。要件は多々あると思うんですけども、1つは、やはり地域おこし協力隊、10月から着任していただいておりますが、その職員とともという職員、私どもの職員の努力もその1つかなというふうに思っております。

それと、空き家バンクに欠かせない不動産会社さんがついておりまして、全日本不動産協会さんとか、三重県の宅地建物取引業協会の方々の努力も大きいんじゃないかというふうに考えてございます。

それと、職員の発案で始めました、税務課とも協議をいたしまして、税務課の協力の下、本年5月ごろだと思っておりますけれども、固定資産の納付書を送付するにあたりまして、町外の方々へ送る、約2,000ぐらいだったと思っておりますけれども、納付書の中へ空き家バンク制度のチラシも同封をさせていただいたということで、このように増えたんじゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

### **玉津充議長**

大西瑞香君。

#### **1番 大西瑞香議員**

職員さんにつきましては、この空き家の相談に、空き家といいますか、空き家バンクの相談につきましても、生活相談とか、そういうこともされているんだろうとは思いますが、やはりこの新しいこと、また努力というのを、やはりこういうふうに実ってくるんだと思いますので、今後とも努力をされて、ますますの空き家バンク制度の活用をしていただけるように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この成約件数には、賃貸と売却というのがあると思うんですが、これは借り手と貸し手

の、情報によっていろいろ変わってくると思うんですが、この賃貸と売却の成約の比率というものは、どういう比率になってますでしょうか。

**玉津充議長**

中場企画課長。

**中場幹企画課長**

成約30件の割合でございます。賃貸が16件と、売買が14件というふうになってございます。

以上でございます。

**玉津充議長**

大西瑞香君。

**1番 大西瑞香議員**

賃貸も売却も、やはり借り手の都合で、だいたいよく似た数だということがわかりましたが、この空き家バンクの情報なんですけど、今回といいますか、今はホームページからの閲覧ができるわけですが、ほかにこの情報を得るには、どういう方法がありますでしょうか。

**玉津充議長**

中場企画課長。

**中場幹企画課長**

ホームページの関係でございます。まず町のホームページはもちろんなんですけども、県のですね、ええとこやんか三重ホームページでも、私どもの空き家バンク制度も、そちらのほうで引っ張っていただいております。

その他、町長が申しあげましたイベント会場へも出かけておりますし、広報紙での制度紹介もさせていただいております

それとホームページのリンクという関係なんですけども、リンクをはっているのが、スローで行こう三重の里いなか旅のススメとかですね、もう1つが三重暮らしのススメというのに、リンクをはりまして、そちらでも紀北町の分を閲覧できるような制度を構築をしてございます。

以上でございます。

**玉津充議長**

大西瑞香君。

## 1番 大西瑞香議員

先ほどは空き家バンクについての、町長からの補助金の説明がありましたけども、この補助金の情報も借りたい人、買いたい人、貸したい、売却したい人についても、情報提供していると思いますが、この補助金、助成金の利用状況ですね、これまではどうだったのか、その点について、お聞きしたいと思います。

### 玉津充議長

中場企画課長。

### 中場幹企画課長

平成28年度から開始をいたしましたので、補助金、奨励金の利用状況なんですけども、紀北町空き家情報登録制度促進奨励金、これは自治会さんに紹介していただいた場合に、お金を支払うということですが、これについては1件でございます。

それと、紀北町空き家等有効活用推進事業支援補助金、これは家を整理したり、草刈りをしたりということを出す補助金でございますが、これにつきましては4件でございます。

それと、各奨励金、補助金制度の周知の件でございますが、現在まだお知りになってない、特に町外の方はなかなか難しいと、お知りになってない部分がございます。

それで、現在、移住向けなんですけども、PRの冊子をつくってございます。その冊子の中にも、このことは入れないというのと、来年度予算をお認めいただければ、移住関係のホームページを作成するという予算も計上させていただいておりますので、そこでもPRをしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

### 玉津充議長

大西瑞香君。

## 1番 大西瑞香議員

その移住関連のホームページというのは、紀北町のホームページと、また別に紀北町としてつくるということですか。

### 玉津充議長

中場企画課長。

### 中場幹企画課長

そのとおりでございます。

### 玉津充議長

大西瑞香君。

### 1番 大西瑞香議員

この空き家バンク、町のホームページについてのことなのですが、このホームページを見ると、空き家バンクに関する情報というのは、載っているんですけども、町のどの辺にある空き家なのかということが、ちょっと一目でわかりづらいというところがありますので、この地図に落として、ホームページにもどの辺かということ、載せるという添付するという、そういうことをちょっと提案をしたいんですが、その点についてはどうでしょうか。お考えありますか。

### 玉津充議長

中場企画課長。

### 中場幹企画課長

実はですね、そういうお声もいただいております。ただ、私どもとしてはですね、現在、空き家になっておりますので、防犯上、それは記載はしないというルールになっておりまして、ただ、空き家の登録をしていただいた方にはですね、こちらのほうで説明はさせていただくということで、詳しいのも見えるようになるということでございます。防犯上の問題でございます。

### 玉津充議長

大西瑞香君。

### 1番 大西瑞香議員

よくわかりました。この空き家バンクについては、ここで終わりたいと思うんですが、空き家対策につきまして、最後に、29年度に、空き家除却等への助成金をなんとか開始してほしいという思いもあります。その点と、あと空き家、店舗の活用支援についても、ぜひ国の予算も、町長また取ってきていただきたいと思っておりますので、その点の思いも含めて、答弁をお願いします。

### 玉津充議長

尾上町長。

### 尾上壽一町長

国の予算はね、先ほど申し上げたように、計画等をつくった後にですね、ただ防災空地のようにするのであれば、いろいろとり方もあります。

ただ、除却はやっぱり個人の財産なんで、それをですね、やり出したら町に皆寄付する、

町で崩してくださいとか、いろいろ課題も多いんで、これはですね、助言、指導とか、いろいろ段階を追って、その持ち主と話をしてきますんで、そういった段階の中でね、そういうお話が出ることもあろうかと思います。

それもね、個別で対応させていただかないと、1つ崩すんでも200万円、300万円要るとなるとですね、大変な問題でもございますので、そういった危機管理の問題もございますので、そういったものは、一応指導しながら、個人の財産という、もとに基づいて、除却をすすめていくということでございます。

## **玉津充議長**

大西瑞香君。

### **1番 大西瑞香議員**

では、2点目の質問に移りたいと思います。

環境保全対策について、質問いたします。

以前もごみの削減について、質問をいたしました。が、広域でのごみ処理施設の建設計画を前に、必要な推進であり、再度質問をいたします。

資源の過剰消費やごみの排出により生じる、私たちの生活や環境に及ぼす悪影響は、将来世代にも問題を残します。資源を有効活用し、廃棄物をできるだけ少なくする。環境循環型社会を実現していくことが必要であります。

本町はごみ減量化、リサイクルの促進に努めてきましたが、東紀州5市町による、新たなごみ処理施設整備の検討の中、これまで以上に町民を巻き込んだ、ごみ減量の推進強化に取り組む必要があると感じております。

1点目、本町のごみの現状と減量計画、将来目標について、お聞きいたします。

## **玉津充議長**

尾上町長。

### **尾上壽一町長**

それでは、現在のごみの減量計画、将来目標ですね。ごみの総量で申し上げますと、平成23年度の9,697トンから、2割ほど減少いたしまして、平成27年度では7,848トンとなっております。

また、ごみ種類別の傾向といたしましては、平成27年度では、可燃ごみが約79%、不燃ごみが約9%、資源ごみが12%の構成となっております。特色としては、不燃ごみの減少

が大きくなっているという状況でございます。

減量計画につきましては、一般廃棄物処理基本計画におきまして、排出目標を定めておりまして、排出目標である、平成31年度の9,722トンを下回っておりますが、減量に関してはさらなる減量ができるよう、今後も廃棄物適正処理推進事業、塵芥処理費の資源ごみリサイクル促進事業、環境衛生センター管理運営事業などの運営により、減量に努めてまいりたいと思います。

将来目標につきましては、広域で設置をめざしております、新ごみ処理施設が、町のごみ量が建設費や将来の費用負担にかかわってくると認識しておりますので、新ごみ処理施設の進捗にあわせまして、今後、具体的で実情にあった方策を検討した上で、実行していきたい、そのように考えます。

### **玉津充議長**

大西瑞香君。

#### **1番 大西瑞香議員**

では、最初に事業系ごみが、なかなかやっぱり減量されてないということは、数値でよくわかるんですが、この食品ロスの取り組みも含めて、事業系ごみの削減についての取り組みと、事業系ごみの回収は個別に契約をしていると思うんですが、その事業者に対する指導等について、お聞きしたいと思います。

### **玉津充議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

担当課長のほうから答弁いたさせます。

### **玉津充議長**

玉本環境管理課長。

#### **玉本真也環境管理課長**

まず食品ロスのご質問でございます。食べ物の食べ残しを抑え、また、腐敗などで手つかずで廃棄がされるということで、それらを減少させることが、環境面であるとか、家計面にとってもプラスであるという認識でございます。

ただ、具体的にはですね、こういった取り組みというのは、してございませんでして、家庭ごみ減量ハンドブックであるとか、そういったパンフレットをもって啓発をさせていただいているという状況でございます。

また、事業者への取り組みということですが、事業系ごみについては回収はいたしておりません。あくまで搬入許可を受けていただいた方に、リサイクルセンター等への持ち込みを許可して、持ってきていただいていると、そういった状況でございます。

以上でございます。

#### **玉津充議長**

大西瑞香君。

#### **1番 大西瑞香議員**

ごみの減量につきまして、RDFの時、その時にはやっぱりごみ減量対策として、多くの対策をされたと思うのですけれども、今後のイベント等の啓発とか、エコに関する、そういう取り組み予定が、新たにあるのか。その点について、お聞きしたいと思います。

#### **玉津充議長**

玉本環境管理課長。

#### **玉本真也環境管理課長**

まず、食品ロスの関係ですが、他の市町では、食べ残しを減らす運動もあるということを知っておりますので、そういったことは十分に勉強した上で、効果があれば、また、検討はしていきたいというふうに考えてございます。

#### **玉津充議長**

大西瑞香君。

#### **1番 大西瑞香議員**

町長はいろんな面で、周りの自治体とかのいろんな状況を見ながら、いろんな施策も取り組んでみえるかと思うんですが、このごみ減量につきましても、新たな取り組みも、また、今後検討していただきたいと思います。

2点目、生ごみ削減推進について、お聞きします。

家庭から排出される、燃やすごみの40%は生ごみといわれ、生ごみには約80%の水分が含まれています。特に夏場は水分を含んだ食品が増えます。臭い防止、減量、CO<sub>2</sub>削減効果のための推進について、お聞きをいたします。

#### **玉津充議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

生ごみ等の削減推進なんですけど、これはですね、基本的に生ごみの中で一番問題なの

は、水分を多く含むということでございます。ですから、先ほど水切り等の話も出たかと思いますが、そういったものをやっていかなければいけないということです。

固形燃料にしていくにも、乾燥という工程がございますので、大きなエネルギーが必要であるということでございますので、そのような取り組みをしております。

先ほど答えなかったんですが、生ごみと他のごみ、家庭系のごみなんですけどもね、やっぱり健康とか、ごみ、そういったもの、防災なんかもそうなんですけども、意識の持ち方だと思っんです。ですから、我々はそこに力を入れていかなければいけないと思っております。

そういう意味では、平成28年度ですね、ごみゼロ新俳句というものを、中学生から募集させていただきました。それはもう中学生の時から、やっぱり知っていただきたい。それで、子どもたちが、そういう俳句を、新俳句を考えることによって、親たちが、親ですね、両親なんか、そういう保護者の方が見られて、そういうものを子どもたちも考えているんだなという意識の改革ですね、そういうごみゼロ新俳句をいろいろなところへ貼っていきます。

それで、子どもたちがここまで考えてくれているのか、じゃあ我々もというような意識をですね、しっかり持っていただく、これが重要なことだと思います。ごみそのものは、やっぱり意識をしっかりあげていくことだと思っております。

## 玉津充議長

大西瑞香君。

### 1 番 大西瑞香議員

今、町長が答弁されたように、やっぱり意識改革というのは、本当に一番重要だと思っております。子どもたちに対する、新俳句で情報を、また取り組みをしていくということなんですけども、そのほかに、町内でのごみ減量推進委員による啓発運動とか、いろんな施策があると思っんですが、その点についてと、あと生ごみ処理機の助成制度を推進していますが、町内の方で、このコンポスト等のごみ処理機の臭いを心配したり、使い方の指導というのですか、そういうことがちょっとわからないというお話も、お聞きをしたんですが、その生ごみ堆肥化の講習会とか、そういう点について、今後、取り組む予定はあるのか、お答えいただきたいと思っます。

## 玉津充議長

玉本環境管理課長。

## 玉本真也環境管理課長

まずコンポストについてですが、特段、効果のあるといたしますか、臭いを失くさないといえますか、そういった指導等は行ってございません。あくまでパンフレット等での周知をさせていただいているという状況でございます。

あと、ごみ減量推進委員さんとかの関係なんですが、現在、審議会、ごみ減量等推進協議会のほうで、ごみ減量について、いろいろ協議をさせていただいておりますが、特段、個別にですね、そういった推進をまわって地区で説明したりといったような取り組みはございません。今後、審議会等でそういったことが可能なのか、また、どういったものが効果があるのかということについては、新年度の協議会のほうで審議していくものと考えてございます。

## 玉津充議長

大西瑞香君。

### 1番 大西瑞香議員

今、課長からも現在の状況について、説明がありましたけども、やはり町内の方からコンポストやごみ処理機の使い方の指導等の話も、やっぱりあるという状況ですので、今後、講習会を開くという、そういう考えは、課長ですか、町長ですか、どちらでも結構ですが、また、検討していただけるか、お答えいただきたいと思います。

## 玉津充議長

玉本環境管理課長。

## 玉本真也環境管理課長

減量に関してですが、いろんな方策があると思います。どこに注力をしていくかということでございます。昨年度、町長が申し上げたように、新ごみ俳句を作成して、それをこれから啓発していくという段階でありますので、まずはそれに注力をしていきたいと。それで効果が見えてきたら、また新たなものへというふうに、段階を踏んで取り組んでいきたいと考えてございます。

## 玉津充議長

大西瑞香君。

### 1番 大西瑞香議員

段階を踏んでということですが、いろんなことをしながら、やっぱり取り組むということとは大切だと思うんですね。ですので、またこれを提案として、させていただきたいと思

いますので、1つのことではなく、いろんなさまざまな施策、対策を講じながら、ごみ減量推進には取り組んでいただきたいと思いますので、今後よろしくお願いします。

では、3点目の質問に移ります。飼い主のいない猫対策について、近年、猫ブームといわれ、全国的に猫をペットとして、飼ってみえる方が多くみえます。家族の一員として、マナーを守り適正飼育をされている方がいる一方、飼い主のいない猫が増え、野良猫に関する相談を多くいただきます。

行政のほうにもいただいていると、相談がたくさんあると思います。臭いや糞尿の問題、車を傷つける、ごみを散らかすと、地域内で増えすぎた野良猫によって、多くの住民が悩まされています。高齢化社会を迎え、動物をよりどころとしている方が、適正な管理ができなくなってしまう現状など、いくつかの原因があります。動物を好きな人も、苦手な人も快適な生活環境を保つための対応をお聞きします。

1. 野良猫に関する苦情と対応状況について。猫の繁殖率は生後6カ月から10カ月で、繁殖能力を持ち、年に2、3回の出産、一度に産む数は2頭から8頭程度で、かなり増えてまいります。猫を取り巻く状況は、動物愛護という視点は外せません。本町の苦情の対応状況について、まずお聞きいたします。

#### **玉津充議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

町には、地域の猫に関する苦情等はですね、いろいろと寄せられております。しかしながら、猫は愛護動物として、法律において、むやみに殺したり、傷つけたりすることは禁止されておりますので、対応にですね、苦慮しているところでございまして、直接管轄する保健所におきましても、同様の声を聞いております。

町の皆様からはですね、やはり敷地内に糞尿をされてしまう。小屋に居ついてしまっている、近所が猫だらけで家に入りこんでくる。こういったご相談があるのは事実でございまして。相談がある猫の問題は、生活の場の環境問題であるとともに、猫の飼い主や餌を与えるだけのいろいろな方々のマナーの問題でもございまして。

現状、お困りの方や地域に関しましては、保健所と共同しながら、随時にマナー向上の看板設置であるとか、対応方法を記載したパンフレットを、直接お持ちし説明するなど、個別訪問による対応をしているところでございます。

以上です。

## 玉津充議長

大西瑞香君。

### 1番 大西瑞香議員

今の町長の答弁を受けて、2番の質問に移りたいと思いますが、猫の避妊、去勢費用の補助について、質問いたします。

先ほども町長からお話がありましたが、平成25年9月に、動物愛護管理法が施行され、動物の所有者の責務が明記されたことにより、保健所は飼い主から引き取りを求められた際も、やむを得ないと判断する場合を除いて、引き取りを拒否できるようになりました。

町民の皆様の中には、自身の飼い猫ではない猫を、避妊、去勢手術に連れていってみえる方もみえます。手術費用はその方が払っています。飼い猫と違い、野良猫の寿命は短いと言われていいますので、飼い主のいない猫を増やさないためには、避妊、去勢手術は有効と考えます。この手術をすることにより性質がおとなしくなり、発情期の鳴き声やマーキングによる被害の減少も期待できます。

飼い主のいない猫が増え、費用の補助が必要な状況になっていると考えております。費用補助についての町長の答弁をお願いしたいと思います。

## 玉津充議長

尾上町長。

### 尾上壽一町長

今、議員おっしゃったことはですね、以前も海山町時代か紀北町時代か、ちょっと忘れたんですけども、そういう質問もあったのも記憶いたしております。私がもちろん議員の時なんですけど。そういった中ですね、今、議員おっしゃった効果も期待されるのは、十分わかっております。お聞きしております。

他の市町ではですね、そういった補助金を出したり、つかまえて避妊や去勢の手術をして、また放しているというような話も伺っておりますんで、もう少しですね、検討させていただきまして、どうやっていくかということ、対応していきたいなと思います。

## 玉津充議長

大西瑞香君。時間に注意してください。

### 1番 大西瑞香議員

私も町中をあっちこっち回り、町民の皆さんの声も伺いました。どうか前向きに、この避妊、去勢手術に対する補助を考えていただきたいと、心より思いますので、よろしくお

願いたします。

以上で、私の3月定例会一般質問を終了します。

**玉津充議長**

これで、大西瑞香君の質問を終わります。

---

**玉津充議長**

ここで暫時休憩します。1時45分まで休憩とします。

(午後 1時 31分)

---

**玉津充議長**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 45分)

---

**玉津充議長**

次に、11番 奥村武生君の発言を許します。

奥村武生君。

どうぞ、奥村武生君。

**11番 奥村武生議員**

まず私の質問の1-2-3-4を、4-1-2-3に、ちょっとさせていただきますので、よろしくお願いたします。

4. 過疎対策と定住人口確保について、過疎対策を解決するには、全国どこの地方自治体にあっても、英知を結集し、最大の努力をしている。

過疎対策について、他エリアから当町に移住してきた方は、何人いますか。

**玉津充議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

本町に移住した正確な人数というのはですね、把握できておりませんが、その移住者と

いう論点の。いやいや移住者の判断が難しいんですが、移住者を含めた転入者数ということにつきましては、転入届の提出が義務付けられていることから、転入数を把握しております。平成27年は307名、平成28年は265名、最近5年間では毎年約300名の方が転入してきております。

一方、空き家バンク制度を利用した移住者数は、延べ41名でございます。

#### **玉津充議長**

奥村武生君。

#### **11番 奥村武生議員**

そないにもたくさん、よそから当町におみえになって、そして、居を構えて、学校とか、そういうところへ行かれた、人数ですか、それ前、中場さんに聞いたのと違うんですけども。

#### **玉津充議長**

中場企画課長。

#### **中場幹企画課長**

今の移住者ということでございますが、以前どの数字を言ったのか、以前というのはいつのことか、記憶にないんですけども、移住者というより移住ということで、お答えさせていただきますと、生活の場を移転するというのが移住でございます。

ですから、空き家バンクで移住した人もそうですし、住民票を移さずに移住している方もおりますし、その辺はわかりかねるという町長の答弁で、記載をさせていただいております。

ただ、空き家バンクを利用して移住された方は、私どもで把握しておりますので、先ほどの数字でございます。

以上でございます。

#### **玉津充議長**

奥村武生君。

#### **11番 奥村武生議員**

以前、管外視察に行った時にですね、そこの町で、企業誘致にすごく努力をしている公共団体があったんですけども、こういう、よそからですね、当方へ当町へ、前も聞きましたけども、1年前も。どのような補助金が、去年はあったんですよ。去年の3月に、三重県庁に聞きました時には、1つあったんです。東紀州を拠点とした場合の、国からの補助金というのがあったんですけども、そういう補助金について、掌握してるでしょうか、今

年度は。

**玉津充議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

工場とかの、誘致の補助金という意味でよろしいんですか。では、4の大括りなんで、ここでお話させていただいて、よろしいですか。

いろいろとございまして、町としては、紀北町工場誘致奨励金、三重県の制度ではですね、成長産業立地補助金ほか6つの補助制度がございまして。

**玉津充議長**

奥村武生君。

**11番 奥村武生議員**

住民の皆さんもお聞きになっているので、ちょっともうちょっと詳しく説明していただけないか。その内容について。

**尾上壽一町長**

担当課長から答弁いたさせます。

**玉津充議長**

中場企画課長。

**中場幹企画課長**

まずですね、紀北町の工業誘致奨励金でございまして。これにつきましてはですね、3年間ということになっておるんですけども、紀北町内にですね、新しく工場を設置されたり、増設されたりという場合に、奨励金としてお支払いをするということでございまして、これは家屋とか、償却資産の固定資産税を免除ということになってございまして。

数字がたくさんありますので、その程度にさせていただきたいと思っております。

それと、三重県のほうでございまして、三重県は企業誘致の関係で、7つの補助金制度を持っておりまして、名称だけ申し上げますと、成長産業立地補助金、工場型拠点立地補助金、研究開発施設等立地補助金、外資系企業アジア拠点立地補助金、地域資源活用型産業等立地補助金、それとサービス産業立地補助金と本社機能移転促進補助金でございまして。

以上でございまして。

**玉津充議長**

奥村武生君。

## 11番 奥村武生議員

その補助金を使って、当町等へ進出してきた企業とか、そういうのはございますか。

## 玉津充議長

中場企画課長。

## 中場幹企画課長

県のほうの補助金を使ってというのは、今のところ私になってからは聞いてございません。

## 玉津充議長

奥村武生君。

## 11番 奥村武生議員

やはりそういう補助金を、こういう補助金があるということを、周知をしてですね、おやりになったほうが、おやりになることを、私は期待いたします。

次に、3番、もう1つは、働く場所の確保ですけども、第1次産業についてですね、どういふ補助金があるのかということなんですけども、これも過去2回ぐらいやりましたけども、例えば大きなところは知っているわけですよ。いろんな補助金はね。ところが、小さな山をお持ちの方は、こういう補助金は知らなかったという方も、多々あるんですよ。それで、再度この質問をしますけども、林業について、まず、伐採等の補助金、県の補助金について、わかるように詳しく述べていただきたいと思います。

## 玉津充議長

尾上町長。

## 尾上壽一町長

林業関係の伐採補助金についてということなんですけども、町の補助金ではですね、人家裏危険木伐採事業というものがございまして、それは危険な人家、その他公共施設に対して、倒木の危険性のある立木による被害を予防するため、自治会等が行う危険木の伐採事業に対しての補助でございます。

林業関係の町の補助金といたしましてはですね、森林組合が管理する林道等の維持管理に対する補助をはじめとした、紀北町林業振興対策補助金交付要綱に基づく、補助制度や、地域産材を使用して建設した住宅等に対する補助を行っております。

また、林業関係の県の補助金につきましては、森林整備に対する造林補助をはじめ高性能林業機械の整備等に関する補助制度があるとお聞きしております。

### 玉津充議長

奥村武生君。

### 11番 奥村武生議員

皆さん、貴重な場ですので、皆さんがおわかりになるように、ちょっとゆっくりとお答えいただければと思います。

放棄林、ずいぶん前、私も問題にしましたけども、補助事業と放棄林との関係は、避けては通れない問題なんですけども、放棄林について、町長のお考え。放棄林をどうしていくのかということについて、町長のお考え方をお聞きしたいと思います。

### 玉津充議長

尾上町長。

### 尾上壽一町長

放置林ということは、個人の持ち物だと思います。ですから、個人の皆様にですね、なかなか今の現状で、そういう森林にお金をかけることができないということから、この放置林が生まれてきているものだと思っております。

ですから、それぞれの持ち主の皆さんがですね、どういう考えをお持ちなのか、もちろん大きな林業体であれば、いろいろと手段等も講じるんですが、親から相続して、これだけの山であるよというところは、なかなか、今、現状、難しいので、そういった放置林のような形で、放置林というか、手入れをしないで置いてある山が増えてきているのは、事実でございます。

### 玉津充議長

奥村武生君。

### 11番 奥村武生議員

それについて、具体的な施策を展開したことはありますか。あるいは展開しようとする意思はございますか。

### 玉津充議長

尾上町長。

### 尾上壽一町長

詳しくは、担当課長からお話させていただきます。

### 玉津充議長

武岡農林水産課長。

## 武岡芳樹農林水産課長

ただいまご質問にお答えさせていただきます。確かに議員おっしゃられるとおり、手入れの行き届いていない山林というのは、確かに増えてございます。そういった中でですね、現在の国県の造林事業に対する補助制度は、森林経営計画に基づき、計画的に造林事業を行うものに対して、補助を行ってございます。

確かに町内でのですね、規模の大きい事業体等では、スケールメリット等を生かした、生かすことを目的にですね、隣接する山林も含めて、造林事業等を行っておる事業体もございます。今後ですね、そういったスケールメリットを生かしたような施業の集約化、そういったことについても、現在も森林組合とも、協議をしているところでございます。

そういった活動をですね、今後とも続けていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

## 玉津充議長

奥村武生君。

### 11番 奥村武生議員

その国庫補助対象事業、それから県単独事業で、放棄林対策の補助金があるんですよ。一括りに、そういうふうにお話、森林経営計画というふうに、一括りに話をするんじゃないにですね、どういう事業があるか、おっしゃってください。

## 玉津充議長

武岡農林水産課長。

## 武岡芳樹農林水産課長

あくまでも造林事業に対する補助制度でございます。

以上でございます。

## 玉津充議長

奥村武生君。

### 11番 奥村武生議員

だから、個々にですね、こういう補助事業があつて、こういう内容ですよということは、あなたたちが、町長も含めてですね、掌握をした上で、そして、その山はあるけども、手入れはしたいけども、そういう資金がないとか、そういうふうなところへ切り込んでいかないと、いつまで経ってもだめなんじゃないですか。私はそれを言っているんですよ。

町長もその国庫補助金事業で、どういうのがあるかご存知ですか。事業名でなくても結構ですけども。

**玉津充議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

植えつけ等いろいろと補助事業はございます。しかしですね、放置林というのではなしに、手を入れられてない、その山、林についてはですね、やっぱり持ち主の方が、そういう諸事情で手を入れていけないというのが、今、現状だと思います。

ですから、そこにですね、切り込んで、なかなか施策を打っていくというのはですね、難しい話ではないかと思えます。

**玉津充議長**

奥村武生君。

**11番 奥村武生議員**

それではいかなのじゃないですか。やはりですね、手入れを、山をお持ちの方に、こういう補助事業がありますよというふうに説明をされてですね、いかがですかというふうな形でですね、放置林ですか、そういう対策を進めていくことこそね、極めて重要じゃないですか。

**玉津充議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

補助事業と申しましてもですね、いろいろな事業の中で、補助のきくのと、きかないのがありますし、またその補助事業があっても、自分のお金を出さなければいけないという中で、この森林の経営というか、そういう山に手を入れていくということが、今、難しい現状から、そういったのがいってるんで、例えばですね、今いろいろと農林のほうでも、調べておりますよね、年山の話なんかでも、もう年山でさえも、相続したりしてわからなくなってきたというようなこともございます。

したがって、そういった中で、その林業に、1つの自分の持山に対して、お金をどれだけかけていくかという、そういうその持ち主の、やっぱり意欲が補助金だけでは、どうしようもない部分があるのではないかと思います。

**玉津充議長**

奥村武生君。

#### 11番 奥村武生議員

それをですね、説得、お話をする必要があるので。放棄林対策をなくするために、こういう国・県・町の補助金制度がありますよと、だから、いかがでしょうかという形で、それを進めなかったら、いつまで経ってもそういう補助があるということを、知らない山林家もおるわけですよ。だから、私はそれが必要なんじゃないかと言っているんですよ。必要じゃないですか、私はそれをやるべきやと思うんですけどもね、町として。

#### 玉津充議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

まあちょっと、どういう補助事業とか、そういったのをもう一度説明させていただきます。どういう状況かも含めて。

#### 玉津充議長

武岡農林水産課長。

#### 武岡芳樹農林水産課長

補足説明をさせていただきます。先ほどですね、施業の集約化というふうなことを、説明させていただきました。これが進まない大きな理由の1つとしてあげられるのは、山林の境界自体の不明確な点、また費用負担等の問題がございます。そういった中でですね、規模の大きな事業体では、そういった集約化を進め、また高性能林業機械等々を使用しながら施業、また伐採等を行っております。

そういった意味でですね、我々、森林組合とも協議をさせていただいておるのが、施業の集約化、また高性能林業機械の導入という点からですね、協議を進めてございます。

その中でですね、森林組合が組合員の皆様方に、そういった施業の集約化を進め、そういった活動の1つとして、平成27年度におきましては、森林整備地域活動支援交付金事業という事業を活用いたしまして、山林の境界の明確化、また、森林経営計画への作成の促進、そういった事業を活用してですね、施業の集約化等を行おうとしておるところでございます。

以上でございます。

#### 玉津充議長

奥村武生君。

## 11番 奥村武生議員

私のほうからですね、国庫補助金及び県単事業補助金の名称を申し上げますので、町長にあってはですね、しっかりと勉強してですね、切り込んでいただきたいと思うんですよ。

国庫補助金にあっては、国補造林事業、それから環境林整備事業、県にあっては、県単造林事業、森林環境創造事業というのがありますので、これを十分吟味されてですね、それで放棄林をなくする方向へですね、具体的な施策を展開してほしいんです。これをくれぐれもお願いしておきたいと思います。

次に、漁業について、そして農業について、補助金事業について、どういう補助金があるか、お願いいたします。

## 玉津充議長

尾上町長。

## 尾上壽一町長

漁業関係の町の補助金につきましては、漁業協同組合施設への修繕補助金等をはじめとしました、紀北町漁業振興対策補助金交付要綱に基づいて、補助を行っております。

県の補助金についてはですね、漁業共済加入の負担軽減や近代化資金への利子補給などの補助制度です。

それからですね、農業につきましては、町の補助金としては、獣害対策用の資材費を補助する紀北町農産物獣害対策事業補助金交付要綱や、休耕田等を農地に復元する費用の補助をはじめとした、紀北町農業振興対策補助金交付要綱に基づく補助制度がございます。

農業関係の県の補助金につきましては、就農や新製品の開発等に対する補助制度があると聞いております。

以上です。

## 玉津充議長

奥村武生君。

## 11番 奥村武生議員

各地方創生、過疎化対策としてですね、国は地方創生のことを、相当取り組んでいると思うんですけども、この地方創生の中にですね、横展開というのがありますね、それで、全国の指針となるものが、地方創生の主旨にあってくるわけですよ。我が町にあってはですね、こういう全国の必死になっておる、地方公共団体の努力というものについてですね、情報収集はやっているのでしょうか。

**玉津充議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

基本的には我々は、我々の町として一生懸命取り組んでおるということでございますが、情報収集等については、課長から答弁いたさせます。

**玉津充議長**

中場企画課長。

**中場幹企画課長**

私のほうからお答えをさせていただきます。

全国の地方自治体のいろいろな施策等の情報収集ができていますのかというご質問というふうに判断をいたしております。企画課としてはですね、いろいろな冊子とか、ネットで十分その部分につきましては、把握できている部分があるかと思えます。

地方創生にありますように、定住とかですね、移住の関係となりますと、幅が広くなりまして、安全・安心から始まりまして、産業の振興もそうですし、道路の建設もそうですし、さまざまなものが合わさって、移住ということになろうかと思えますので、地方創生の人口を増やすという立場に立ってもですね、さまざまな補助金はその対策の1つというふうに考えてございます。

その中でですね、私どもとしては、先ほど申し上げましたとおり、1つの例を申し上げますと、町村の施策事例集とか、よく見ておるサイトでございますが、あとJOINというサイトがございます。これなんかは、相当量の情報が入っておりますので、それらも活用させていただきながら、いろいろな施策を考えているところでございます。

以上でございます。

**玉津充議長**

奥村武生君。

**11番 奥村武生議員**

今、言われたその情報収集の中で、特にお話に値するようことが、おそらくあると思うんですけども、発表をお願いしたいんです。

**玉津充議長**

中場企画課長。

**中場幹企画課長**

この中でということですが、皆さんいろんな施策をやっておりますので、どれが良いとかいう判断は差し控えたいと思いますけども、私が見た中でですね、気になったというか、前から少し勉強しなくてはならないなというのが、1点ございます。

それは、平成26年の安倍首相の所信表明演説でも出たと思うんですけど、島根県の海士町は有名だと思います。私どももその以前から、私どもだけじゃなくってですね、地方自治体の職員は以前から、そちらのほうは注目をしております。その中身、何かいいますと、役場職員とか島民の意識改革、地域資源を有効活用した、島を丸ごとブランド化とかですね、地産地消と交流、また、外貨獲得をめざした大規模な付加価値商品づくりの強化というような施策を打っております。

その例として、例えばCASですね、急速の特殊冷凍装置の導入とかですね、あとは隠岐牛ですかね、新規参入の隠岐牛、また島全体が丁寧に移住者に対応するというような整備をやっていこうじゃないか、というようなことを進めているということでございます。

さらにはですね、企業とか自治体とか、大学を島外から研修ツアーとして、呼び込むというような施策もやっておりまして、十分私どもとしても、参考になる施策じゃないかというふうに考えてございます。

以上でございます。

#### **玉津充議長**

奥村武生君。

#### **11番 奥村武生議員**

非常に大事な話をしているので、私語は辞めていただけませんか、注意してください。

#### **玉津充議長**

私語を慎みください。発言者からクレームがありました。

#### **11番 奥村武生議員**

だいたいこの質問するのに、1カ月かけてですね、やっとなるわけですよ。寝やんと。昨日も2時間しか寝てないんですよ。

#### **玉津充議長**

奥村武生君。

#### **11番 奥村武生議員**

今のような、私はテレビのですね、イッポウというところで、毎回見ている、すごく参考になる部分があるわけです。それをお伝えして、次の質問に移ります。

1番の2番になるわけです。畜産クラスター事業の対応について、水道水源保護審議会の答申を、どのような答申だったかを、お話いただきたいと思います。

**玉津充議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

畜産クラスター事業の水道水源保護審議会の答申ということでございますね。

水道水源保護審議会は、平成28年9月27日、10月14日に開催され、その答申が平成28年10月18日に出されております。その内容は、調査・審議結果として、規制対象事業と認定する必要がないと判断したとのことでございました。

意見の要旨といたしまして、水質の汚濁に対する影響についてと水源の枯渇に対する影響についての2点から審議した結果、水道水源に関しては、特に影響がないと判断したとされております。

水質の汚濁に対する影響については、養鶏施設内からの汚水の排水については、通常時は鶏舎内からの排水はなく、鶏舎洗浄時には排水はあるが、排水量は少量である。排水方法は牡蠣殻簡易浄化槽で処理したあと、地下浸透することとなっているようなことから、水質の汚濁に対する影響はないと判断できるとされております。

水源の枯渇に対する影響については、計画敷地内で取水するものではないことから、水源の枯渇に対する影響はないと判断されております。

以上でございます。

**玉津充議長**

奥村武生君。

**11番 奥村武生議員**

昨年11月2日に、臨時議会が開かれ、提案上程、議決に至ったわけですが、これに至るケースというのは、あまりにも性急じゃなかったですか。私は性急だったと思うんですよ。性急すぎたと思うんですけども、いかがですか。

**玉津充議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

この鶏舎のクラスター問題につきましてはですね、以前からずっと、行政、地域、業者、そういった皆さんで、話し合いをずっとしてまいりました。その中で、議員がおっしゃ

るのは、10月27日から11月2日の日程のことだと思います。このことにつきましてはですね、行政側が勝手に決めたものではございません。議会の議長、それから議運の委員会において、日程を審議していただいたものでございますので、それには問題なかったものと思っております。

#### **玉津充議長**

奥村武生君。

#### **11番 奥村武生議員**

そうであってもですね、その町長、町長はあの時に、11月2日にですね、慎重審議の上、ご可決いただきたいというふうに切り出しているんです。それで、11月27日にですね、全協があって、理論上の話を聞いてですね、それで、6日か5日しかないわけですよ。

それで、私は議員の責務であるですね、調査・研究はできないと思うんですよ。できかねましたわ。赤羽川も入りましたし、数百メートル、水の中を歩きましたし、それからどこに立枯れがあるかということも、これは6月に赤羽全域をまわっていたものですから、できた話でですね、これやってなかったら、これはとてもできないですよ。

町長、憲法93条を読んでくださいよ。審議会も開かれずにですね、いきなりこういうふうなものを出されてですね、こういう筋合いのもの、3億6,000万円という交付金の、出されてですね、それを受けてですね、簡単にそうですかというふうに、手を挙げることはできませんでしょう。

93条には、町長どのように書かれていますか、憲法。

#### **玉津充議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

急に言われてもですね、事前にはないものを、そういった資料を持ち合わせておりません。

#### **玉津充議長**

奥村武生君。

#### **11番 奥村武生議員**

93条にはですね、議会は議事機関である。というふうに書かれておるんです。議決機関というふうには書かれてないんですよ、議事機関なんですよ、議会というのは、まず。調査・研究をして、検証を含めてですね、はじめて議決の場に臨めるわけですよ。この議事機関としての役割をですね、短ければ果たせないんですよ。そのことを、ぜひ今後もお考

えになっていただきたいというふうに思います。

次に、問題に移ります。

漁港の整備、漁業資源管理について。

漁港管理の必要性があるところはないですか。あれば着手されたい。これについて、よろしくをお願いします。

#### **玉津充議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

漁港整備の必要性があるところは、あれば改善に着手したいということなんですが、どこをどうのということではないですが、町内には5つの漁港がございますね。その5つの漁港につきましては、今までも、いろいろと整備してきております。

ですから、例えばどこだということをご指摘いただければわかりますけど、漁業についてはですね、今、何年からでしたかな、積極的に今、補助金等を出してですね、やっているところでございます。

#### **玉津充議長**

奥村武生君。

私語を慎んでください。

#### **11番 奥村武生議員**

これは現地に武岡課長も来ていただいたところですし、白浦の入り口のですね、これなんですけど。

その当時、武岡氏は、わずか、確か7人、8人じゃないですかというふうに言われたけども、今、100人に及ぶような株主がおるんですよ。

共同大敷から、2つに分かれて、ダイヤ島大敷になっておるんじゃないかというような気がするんですけども、ここにですね、網干場がありまして、ここに網を干してあるわけなんですよ、網を干すわけなんです。

それで、この写真のようにですね、低気圧がきて、いきなりここに波がのってきたわけです。それでその網が流されかけて、その流された網に足をとられて、骨折した人もおるんですよ。そういう事態ですので、現地をですね、これ白浦の方から、昨日メールで送っていただいたものなんですけども、どうするかということ、今までその検討されなかったのじゃないかという、検討したのかどうかという、それで、またその別の場で、この話

をしたんですけども、これを嵩上げするのは、非常に難しいとするならば、波が押し寄せ  
てくる、この島の横へですね、大きな岩をのせるとか、これできるんじゃないかというこ  
となんで、土木建築業者にも話を聞きましたら。

そういうことで、是非一度検討して、嵩上げなり、とにかく波が、低気圧がきたら、波  
がのらないようにしていただきたいと思うんですけども、いかがですかね。

#### **玉津充議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

以前にも、ご質問いただいたと思いますんですが、検討というんですか、この質問いた  
だいたときも、思うんですが、漁業整備ね、なかなか大変いろいろなところがございます。  
それで、網が干してある時に、高潮という話もあるんですが、台風とか高潮の時はですね、  
よく気象状況を把握していただいて、それを移動してもらおうというのが、やっぱりまず基  
本的な行動ではないかと思えます。

現実には、もっともっと漁業者の方とか、いろいろやらなければいけないこともありま  
すんで、網の安全性を確保ということに関しましては、やっぱり天気等を十分把握、これ  
はこぼかりじゃなしに、入り口にもありますよね。島勝なんかも干してあるんで、そう  
いうのは所有者の管理の下ですね、適切にやっていただくのが、一番かなと思えます。

なかなか網で潮がかぶるということで、なかなか難しい事業ではないかと思えます。

#### **玉津充議長**

奥村武生君。

#### **11番 奥村武生議員**

理解されないというふうに、私はとります。

次にですね、しないということをおっしゃるのでね、もう端的にまとめますので。  
それから、2番目の、漁業資源の環境の整備が必要でないかという部分なんですけども、  
どこの港でもですね、漁港でも、漁師といわれる方がいるんですよ。

そして、この方たちはね、新宮の沖まで、朝3時に起きて行く方もおればですね、ある  
いは鳥羽の沖まで、昔は行った方もおりましたし、そういう波の荒い時は、そういうとこ  
へ行けない。したがって、引本湾内でもですね、タコを獲ったり、ナマコを獲ったり、い  
ろんなことをして生計を立てているわけです。もう1つはですね、なぜ私たちが、こうい  
う地域に住むのか、それはですね、川の幸とか、海の幸とか、そういうのをですね、獲る

楽しみというのがあるわけなんです。そういう2つの観点から考えた場合にですね、かつてこれもお話しましたけども、引本湾に、わずか1時間か2時間で、潜水夫が戻ってとったものなんですけども、今、大量のごみが引本湾にあるわけですよ。

これは引本の区民、住民の皆さんから、再三再四、要望を受けとるわけですよ、私自身も。それで、これは前の横井組合長さんが、横井さんが組合長の時にいろいろとやっていただいたわけなんですけども、部分的にね。予算も少ないということで、大変困っていましたがね。困っていた中であっても、わずかな予算で、こういうふうに漁業組合はやってくれとったんですよ。これは本来は、町のほうでもですね、これは私の、今いうのは、着手していただきたいというふうに考えるんですけども、いかがですか。

#### **玉津充議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

三重外湾漁協とかですね、三浦漁協とか、そういったいろいろなところと相談しながらですね、対応すべきところは、対応したいと思います。

#### **玉津充議長**

奥村武生君。

#### **11番 奥村武生議員**

対応すべきところ対応という、曖昧な言葉じゃなしにですね、対応するならするということに言ってもらいたいんですよ。私の質問は、今まで10年間やってきましたけども、そういう非常に、その最後の一手に欠けるというふうな、ご指摘も受けているので、やるのか、やらんのかと。

だから、私は今、必要性の話したわけですよ。私たちは引本、あるいは白浦に住んでいて、その地域のサザエとかアワビとかですね、そういうのを獲る楽しみがあるから、この辺に生きておると。アユや、銚子川の付近でも、そうなんです。そして、他方、そういうのを生業としとる人もいますよ。

だから、具体的に私は提起しとるわけですよ。必要があるというふうに、私は判断しとるわけですよ。自転車も3台くらい落ちています、これは。ものすごく曖昧な言葉であるというふうに理解をいたします、曖昧な答弁だったというふうに。

いいですよ、もう。

次に、3番にまいります。

他県の残土持ち込み問題と上里の産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理、施設じゃなしにプラントですけども、についてです。

平成11年に、産業廃棄物処理施設ができたという経緯を、ご説明いただきたい。

それから、条件付きで許可したということですけども、どういう条件だったのでしょうか。まず、この2点について、お願いいたします。

#### **玉津充議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

平成11年に産業廃棄物処理施設ができた経緯ということでございますが、まず、基本的にこの許認可権は三重県であることを、まず押さえておいていただきたいと思います。

平成11年のことですので、建設に至る経緯はわかりませんが、当時の水道水源保護審議会の記録によりますと、平成11年9月30日に、水源への枯渇、水質への汚濁に関して、事業者から対象事業協議書が提出され、水道水源保護審議会が11月12日、12月10日、12月21日の3回開催されたと、お聞きいたしております。

条件の内容でございますが、4つの条件を付けて、事前協議の終了後、通知したと認識しております。

まず1つ、施設については、産業廃棄物処理事業計画書のとおり実施すること。2. 常に場内を見回り、施設の清掃・点検を行い、日記にその旨を記録し、月1回水道課にその内容を報告すること。3. 油抜き層から下流部に取水柵を設け、月1回、保健所の水質検査を受け、その結果の写しを提出すること。4. 海山町水道水源保護審議会が立ち入って調査をする場合は、これに応じること。

以上の条件でございます。

#### **玉津充議長**

奥村武生君。

#### **11番 奥村武生議員**

いつも問題になるのはですね、許可した、ところが後の検証ができないもんですから、いろいろな問題が噴出しとるわけですよ。この時も、町長はあまりご存知ないという、今おっしゃったというふうに思うんですけども、この審議会のメンバーにですね、町長、あなたも入っているんですよ。

だから、覚えていないはずないですよ。しかも、当時は入っていた、議員が入ってい

るために、議員の言い分が強くなって、という意見が出て、それで議会議員を外したという経緯があるわけなんです。もう1人議員が入っていますね、当時の。

それですね、私が申し上げたいのは、検証がされないというところに、問題があるんですよ。それで、先般のですね、伊勢新聞及び紀勢によりますとですね、この私も経験が、よく知っているんですけども、川の砂利を採取した後ですね、そこに埋める、埋め戻しする場合の、物質のですね、条件が定められておるんですよ。私もこれ経験があるんですよ。

ところがこの新聞によるとですね、地下の砂利を採取したそのあとに、コンクリートガラを埋め立てた土地というふうにされているんですよ。これ非常にまずいんじゃないですか、こういうことは。今あるとするならば、どうなんでしょう。

#### **玉津充議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

まず1点のですね、議会の議員がなぜ入らなくなったかというところでございますけど、これは議会においてですね、議会改革の中で、町長の諮問機関に議員が入るべきではない、ということございまして、それは、私もその当時、紀北町になってからだったですかね、そういういろいろな審議会から、議員はという話があつて、と思います。議員の意見が強過ぎて、議員を外したというようなことではないと、私は認識しております。

それとですね、条件等、この県の許認可となっておりますので、県がですね、年1回の立入調査等を行ってしてございまして、その県が指導したり、そういう調査をやっているということでございます。

それから、条件等についてもですね、水質検査の記録の写しは、提出されているところでございます。

#### **玉津充議長**

奥村武生君。

#### **11番 奥村武生議員**

このコンクリートがらについてのお考え。

#### **玉津充議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

コンクリートがらが不適切な場所に、不適切に埋められているのであれば、許認可権の

持っている県が指導・調査、年に1回の調査を行うということなんで、それについて、法的なものがあれば、県は指導していることだと思います。

**玉津充議長**

奥村武生君。

**11番 奥村武生議員**

こういう事実がわかったわけですからね、県のほうへ、町からも言ってくださいよ。

あなたのその考え方は部分的にはあっているけど、部分的には間違っていますよ。県のいったのは建築確認、それから水源地保護条例、いくつかの上限があって、全部丸でないと、県は許可しませんよ。

だから、県が許認可するものばかりと、県のほうへ、責任をまкруるというのはね、よくないんですよ。水源保護条例を持っている以上ですね、町で、その水源保護条例に遵守されているかということもですね、これは目を光らせないかん話ですよ。

今回、こういう問題があって、なおかつ埋まるとるんだっただけですね、これは埋まっているので、適正な処理をしてください、すべきじゃないかと、県にやっぱり言っていただきたいんですよ。いかがですか。

**玉津充議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

そのコンクリートがらが埋まっていること自体が、違法だとおっしゃるんですか。

**玉津充議長**

奥村武生君。

**11番 奥村武生議員**

先ほども県に確認しましたが、もし埋まっているならば、不適切だと言っていましたね。

**玉津充議長**

尾上町長、反問はありませんので、注意してください。

尾上町長。

**尾上壽一町長**

議長、申し訳ございません。

**玉津充議長**

奥村武生君。

**11番 奥村武生議員**

先ほど、三重県のほうへ確認をいたしました。本庁のほうへ。そして、ここへ埋める、埋め戻しについては、とは別にですね、河川にこういうものを、埋めることが不適切であるというふうに、判断をしているということでありました。

**玉津充議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

県にどのようなお話し方で、どのように答えをいただいたのかというのが、私はまず疑問です。

だから、県が現場も調査して、現場で不適切、そういう話でしたら、県が指導にも入ろうかと思うんです。注意もすべき、やるべきことを、法律に見合ったことを、やりなさいとおっしゃると思うんですが、おそらく電話か、何かで聞かれたのであれば、一般論的な話で、お答えを県はしたのではないかなと思いますが、以前、お話したように、もしそういうことを、県の職員がお話したのであれば、名前もおっしゃっていただいて、我々で確認させていただきまして、そこを、現場を調査したのかということも、確認した上で、県に対して、物も申し上げさせていただきます。

**玉津充議長**

奥村武生君。

**11番 奥村武生議員**

一遍私も県へ行って、きちっと話をさせていただきます。

いや、その前は行きましたよ。

**玉津充議長**

不規則発言はやめてください。

**玉津充議長**

奥村武生君、質問をお願いします。

**11番 奥村武生議員**

15年前か、20年前に、銚子川の河川のこと、徹底的に県と、これは話した経緯があります。その時も、その河川を、砂利を採取した後に、埋める物質については、適切なものでないかどうかを、県が砂利組合と話をした経緯があつてですね、これ随分お世話になり

ましたけど、県の職員が真摯に、10年前の資料まで調べてやってくれた経緯があります。

だから、私よく知っているんですよ、この問題については。埋めたらあかんものと、埋めてもいいものと。

次にですね、今回のその産業廃棄物施設の部分とですね、今回、問題となっておる土壌汚染施設との、どの部分が産業廃棄物施設で、処理施設であって、その中へどのような形で、汚染土壌処理プラントが、位置があるのかという、詳しいことを知りたいんですけどもね、それはご無理ですか、そこまで調べんと、段階にあって調べていないと、この段階になってですね、わからんでは、やっぱりこれ済まん話じゃないでしょうか。

どのエリアがあって、どのエリアへ食い込んでいるのかと、占めているのかということの、詳しいものを一遍、後日でもいいので、出していただきたいんですけども。

**玉津充議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

県に提出された建築設計概要書については、敷地面積4,099.89㎡、建築面積は1,423.52㎡と記載されております。また、区分等につきましてはですね、協議書の中にありまして、水源地に近いほうが、今回の事業の、事業地であって、上流部分のところですね、境界をひいて、協議書の中では、産業廃棄物処理施設だという区分分けがされております。協議書の中で。

**玉津充議長**

奥村武生君。

**11番 奥村武生議員**

図面等で、それ、そういうのを確認できますか。

**玉津充議長**

町長、きちんと答弁してください。

尾上町長。

**尾上壽一町長**

できます。

**玉津充議長**

奥村武生君。

**11番 奥村武生議員**

現在の水道水源保護審議会のメンバーは、どなたでしょうか。審議会のメンバー、それから、このメンバーを選出したのは、どのような観点からお決めになったのか。それから、いつこのメンバーをお決めになったのか。この3点について、詳しく説明をお願いしたいと思います。

**玉津充議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

11名委嘱ということで、水門学、自然地理学、地方自治法や環境法を研究されている方、それから、三重県環境保全事業団のほうから1人、大気水環境調査の専門家で、あと弁護士さんが1名、元教諭の方が1名、関係行政機関の職員が1名、それから自治連合会会長、婦人会長、森林組合、農業協同組合、漁業協同組合の職員の皆さんでございます。

基本的には、2年前に、より専門的な知見を有する委員という観点から、この人選をさせていただきます。

ちょっと議長、答弁が不十分でした。

**玉津充議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

合併当時のその審議会委員を変えていく時に、こういう観点から選んだものと思っております。ただ、任期がありますんで、再任された方とか、辞められた方というのはございます。

**玉津充議長**

奥村武生君。

**11番 奥村武生議員**

先般のその12月の議会でですね、町長は、前の訴訟を教訓としていると。それで、立ち位置の間違いがあったというふうに言ってみえるんですけども、立ち位置に間違いがあったと。そのために、立ち位置に間違いがあったというふうに、お答えしてるんですよ。

そのために、損害賠償に発展、そのことについて、町長のおっしゃられる立ち位置に間違いがあったということの、見解を述べていただけますか。

**玉津充議長**

尾上町長。

## 尾上壽一町長

立ち位置に間違いがあったというのではないと思います。立ち位置を間違えると、大変なことになるよという表現だったと、私は記憶しています。あくまでも記憶なんで、もし違っていたらごめんなさい。

それと、教訓としたということは、そういう裁判に陥る可能性があるんで、結局、慎重な行動、慎重な発言をしなければいけないということです。

## 玉津充議長

奥村武生君。

## 11番 奥村武生議員

これ新聞記事なんですけどもね、過去の産廃訴訟や損害賠償請求で十分勉強したと。それで行政の立ち位置の誤りが、結果的に、1億円の裁判費用になったというふうに、新聞には載っているんですけども。

その立ち位置の誤りでは、私はないと思うんですけどもね。

町長は、かつての裁判を、十分ご存知なかったと思います。分析不足じゃないですか。

私はそう思いますよ、立ち位置の誤りがあったというふうな、出てくるということではすね。

## 玉津充議長

尾上町長。

## 尾上壽一町長

私の発言の中で、立ち位置を慎重にしなければいけないという趣旨の発言だっと思えます。

それと、以前の裁判はですね、やはりその時の町長の方の発言とかがですね、最後まで、前訴、それから損害賠償まで、ずっと準備書面の中で、争われてきました。ですから、私は先ほど申し上げたように、立ち位置をしっかりと、自分の、前者議員にも言いましたんですけども、発言とか、立ち位置をしっかりと踏まえた上で、発言しなければいけない。それと、行政の首長としてのですね、発言を慎重に選びながら、やらなければいけないという教訓を得ております。

(「違うんじゃないですか」と呼び者あり)

## 玉津充議長

不規則発言はやめてください。

両者をお願いします。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

### 玉津充議長

瀧本攻議員。

### 6番 瀧本攻議員

それはね、議員おっしゃられるんやったらね、議事録を精査せなあかん。最近の新聞は嘘ごと書いてあるのが多い。誤りもある、その新聞をネタにね、発言しても困る。

やっぱり議会で発言された議事に基づいて、それを質してもらわんと困る。以上です。

### 玉津充議長

奥村武生議員、その辺は、今、瀧本議員おっしゃられたことを意識した上で、発言をお願いします。新聞の報道が全てじゃないということ。

よろしいですか。

じゃあ質問を続けてください。

### 11番 奥村武生議員

前後するかもわかりませんが、他県の土砂持ち込みの。

### 玉津充議長

立って、ちゃんと質問席で質問してください。

### 11番 奥村武生議員

現在、その懸念される、前者議員も申し上げました、懸念される、その残土の問題です。ね、どうも国交省がオーケーしたから、了承、了解をとっているというようなことを、お聞きしたんですけども、これは私は、その県なり、町がですね、環境保全条例をつくってですね、規制せないかんのじゃないかというふうに、私は思う。

住民のお考えをいろいろ聞きますとですね。環境保全条例なるものをですね、つくる、つくりかけたということは、聞いたんですよ、かつて。それで、今どこでつくっているかという、関東のほうで、つくっているところもあります、あるようです。直接電話もかけて、いろいろ聞いたんですけども、なかなかはっきりしない部分がありました。

かつて県がつくりかけたこともあるというものですから、私はいろいろ調べて、千葉県庁なんかでも、電話した経緯がありますけども、よくわからないんですよ。それはともかくとして、こういう問題になっておりますので、県のほうへ、やっぱり何らかの形で、環境保全条例をつくれと、着手すべきというふうに、是非、言って欲しいんです。

それで、その中であって、当町にあっても、やはり環境保全条例をつくることに、着手しなければいけないのじゃないかと思うんですけども、その2点について、いかがですか。

**玉津充議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

先ほどの、いらんことなんですけどもね、先ほどの新聞のことも、そうなんですけども、国交省がオッケーしたとか、議会があんまり言うべきことでないと、確実な証拠とかですね、根拠ない限り、言わないほうがいいのではないかと、はい、申し訳ございません。勝手なことばかり言いますけども。

環境保全条例とか、環境宣言とかですね、やっぱり環境というのは大事なんで、それは三重県でつくるのか、紀北町でつくるのか、とかいう問題ではないんですが、環境に対してね、しっかりと意識を持っていかなければならないと思います。

ただ、条例とかですね、そういうものは大変複雑な上位法、法律の問題とかありますんで、ただちに取り組めるものではないんですが、環境を守っていくという意識は、大変重要だとは思いますが、そういったものに、今後勉強していきたいと、そのように思います。

**玉津充議長**

奥村武生君。

**11番 奥村武生議員**

その勉強もさることながらね、曖昧模糊なフワッとしたものじゃなしにですね、やっぱりここまで問題と、地域の住民の皆さんがですね、非常に懸念しとるわけですから、やはりこれは、まず県がですね、環境保全条例をつくるべきだというふうに、私は思うんですよ。そのように具申していただきたいと思います。

それから、それを受けて、町にあってもですね、県と十分な密接なつながりを持ちつつですね、保全条例をつくっていくのか、あるいは残土を持ち込んだ場合にですね、その残土が地域資源ですね、海の幸、川の幸に、これっぽっちも影響がない、絶対影響がないというまでですね、私は入れてはならないんじゃないかと、私は思うんですけどね。

その辺で、東紀州は環境資源の町ですから、漁業資源、河川の資源の、徹底した、やっぱり規制が必要だと思いますけど、いかがですか。

**玉津充議長**

尾上町長。

### 尾上壽一町長

一義的にですね、基本的に、部分的な部分、一般的な部分、一部のもの、そういったものがあります。法律や条例、ルール、いろいろな規則がございます。そういったものを加味しないで、明らかにポンと条例なり、何かのことをですね、網でくくってしまえば、明らかに違法とか、そういったもので、裁判問題にもなります。

だから、さっきもやる、やらないとはっきりしろと言ったんですけど、この責任ある私の立場が、はい、ここへパツときて、やります、やりません。ここでですね、議員、そういう判断はなかなか難しい。そこもご理解していただきたいな、だから勉強しますよ、やるんならなります、やれなかったらごめんなさい、すいませんと。こういう理由でできませんという話をさせてもらうしかないです。

だから、ここで言って、直ぐただちに答えを求められても、難しい問題は多々あると。そこはご理解いただきたいと思います。今、県のほうでつくるべきじゃないかということは、議員のほうからお聞きしました。私はそういった意味での環境を守る、土壌なんか、他県からの土壌持ち込みについて、どういう考えを持っているんですかという問いもしていますし、今、前者議員の時に、お答えしたように、請願も議員の中で、可決して通っていることでございますので、また、三重県の動向もはっきりと、いろいろ調査しながら、三重県とも話していきたい、そのように思います。

### 玉津充議長

奥村武生君。

### 11番 奥村武生議員

この問題がね、吹き上がってきてから、もう随分、1年以上経過しているんでないかと思うんですけども、既にですね、行政にあっては勉強して然るべく問題だと思うんですよ。今、勉強するとか、そうでなしにですね、早急にやっぱり勉強するなら勉強してですね、私が言うのは、環境資源の町であるということなんですよ。

川の幸、海の幸が全てなんですよ、この東紀州にあっては。これに棹さすものについては、一切規制すべきだと、私は思うんですよ。それを旗印にしてですね、県のほうへ、その環境保全条例を、着手すべきじゃないかという具申をしていただきたいということなんです。合わせて町も、着手せえというふうに私は言ってないんですよ。着手すべくですね、前進をしていただきたいと、町にあっては。県のほうへは、具申をしていただきたいと。

その間、つくる期間というのは、1年ぐらいは、半年や1年でできると思うんですよ。そのことを私は言っているんですよ。いかがですかね。

#### **玉津充議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

先ほども申し上げました、いろいろ法の問題とかですね、そういったものが、いっぱいあります。一切規制しろなんてね、法を超えたようなことをやればですね、それは県であろうが違法であるということを言われます。

だから、県もそういったものも含めて、先ほど申し上げた、一般的意思、いろいろな方の考え方、ある意味では環境、分化的意思と、議員必携に書いてありますよね。その方の考え方もございます。そういったものも、総体的に踏まえた上で、判断しながら行政というのはやっていくことだと思いますし、議員必携の中においてもですね、議員は自己の内部において、こういった一般的意思と分化的意思を十分調整統合し、発表する、議論するというふうに書いてあります。

ですから、一方的なことから、議員のことからすると、徹底しろというのは、よくわかります。私もですね、環境も守りたい、自然も守りたい、その考えはございますが、私としては法や条例、規則、そういったものをトータル的に勉強しながら、行政として何ができるか、そういう努力は続けてまいります。

また県に対してもですね、こういう環境問題にとって、環境問題をしっかりと捉えていただきたいと、そういう話はさせていただきます。

#### **玉津充議長**

奥村武生君。

持ち時間に注意してください。

#### **11番 奥村武生議員**

まずですね、環境問題を喚起するだけではですね、地方公共団体の使命は務まりません。これははっきり申し上げます。

それから、2番目についてはですね、条例と法の関係というものを徹底して、やっぱり洗わないかん、これは。今回でも、わかってないよ、町長は。前の裁判についても、勉強不足ですよ。

だから、今後ですね、違う部署を設けてでも、法令とその条例との関係を、きちっと洗

っていただきたいと思います。

これをもって私の質問を終わります。

**玉津充議長**

これで奥村武生君の質問を終わります。

なお、中津畑正量君、入江康仁君の質問については、明日15日の本会議の日程とします。

---

**玉津充議長**

本日はこれで散会とします。

(午後 2時 49分)

---

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 2 9 年 6 月 6 日

紀北町議会議員 玉津 充

紀北町議会議員 東 清剛

紀北町議会議員 平野隆久